

平成 23 年 第 3 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 9 月 7 日

平成 23 年 9 月 13 日

平成 23 年 9 月 16 日

議 会 事 務 局

# 目 次

## 第 1 号 ( 9 月 7 日 )

|                |    |
|----------------|----|
| 議 事 日 程        | 1  |
| 本日の会議に付した事件    | 2  |
| 出 席 議 員        | 2  |
| 欠 席 議 員        | 3  |
| 議会事務局職員出席者     | 3  |
| 説明のため出席した者     | 3  |
| 開会、開議宣言        | 4  |
| 会期の決定について      | 4  |
| 会議録署名議員の指名について | 5  |
| 町長諸報告          | 5  |
| 議会報告           | 8  |
| 議案第 36号        | 14 |
| 議案第 37号        | 14 |
| 議案第 38号        | 14 |
| 議案第 39号        | 14 |
| 議案第 40号        | 14 |
| 議案第 41号        | 14 |
| 議案第 42号        | 14 |
| 議案第 43号        | 17 |
| 議案第 44号        | 19 |
| 議案第 45号        | 20 |
| 議案第 46号        | 20 |
| 議案第 47号        | 21 |
| 議案第 48号        | 22 |
| 議案第 49号        | 22 |
| 議案第 50号        | 22 |
| 議案第 51号        | 22 |
| 議案第 52号        | 23 |
| 議案第 53号        | 25 |
| 報告第 2号         | 26 |
| 報告第 3号         | 27 |
| 諮問第 2号         | 27 |
| 散 会            | 28 |

第 2 号 ( 9 月 13 日 )

|                |    |
|----------------|----|
| 議 事 日 程        | 29 |
| 本日の会議に付した事件    | 29 |
| 出 席 議 員        | 29 |
| 欠 席 議 員        | 29 |
| 議会事務局職員出席者     | 29 |
| 説明のため出席した者     | 29 |
| 開 議 宣 言        | 30 |
| 1 番 議 員 田ノ上真   | 30 |
| 5 番 議 員 田原重美   | 34 |
| 9 番 議 員 今村桂子   | 38 |
| 8 番 議 員 合屋伸好   | 44 |
| 1 3 番 議 員 藤石 豊 | 51 |
| 散 会            | 57 |

第 3 号 ( 9 月 16 日 )

|             |    |
|-------------|----|
| 議 事 日 程     | 58 |
| 本日の会議に付した事件 | 58 |
| 出 席 議 員     | 59 |
| 欠 席 議 員     | 59 |
| 議会事務局職員出席者  | 60 |
| 説明のため出席した者  | 60 |
| 開 議 宣 言     | 61 |
| 議案第 3 6 号   | 61 |
| 議案第 3 7 号   | 61 |
| 議案第 3 8 号   | 61 |
| 議案第 3 9 号   | 61 |
| 議案第 4 0 号   | 61 |
| 議案第 4 1 号   | 61 |
| 議案第 4 2 号   | 61 |
| 議案第 4 3 号   | 65 |
| 議案第 4 4 号   | 66 |
| 議案第 4 5 号   | 67 |
| 議案第 4 6 号   | 68 |
| 議案第 4 7 号   | 69 |
| 議案第 4 8 号   | 70 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 議案第 49号 .....          | 70 |
| 議案第 50号 .....          | 70 |
| 議案第 51号 .....          | 71 |
| 議案第 52号 .....          | 72 |
| 議案第 53号 .....          | 73 |
| 諮問第 2号 .....           | 74 |
| 委員会の閉会中の継続調査について ..... | 75 |
| 閉 会 .....              | 76 |

議事日程(第1号)

平成23年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第36号 平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第37号 平成22年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第38号 平成22年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第39号 平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第40号 平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第41号 平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第42号 平成22年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第44号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第45号 第二幼稚園造成工事の施工について
- 日程第15 議案第46号 土木工事の施工について
- 日程第16 議案第47号 下水道工事の施工について
- 日程第17 議案第48号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第18 議案第49号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第19 議案第50号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第20 議案第51号 自治功労者の推戴について
- 日程第21 議案第52号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第53号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 報告第2号 平成22年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第24 報告第3号 平成22年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 36 号 平成 22 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 37 号 平成 22 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 38 号 平成 22 年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 39 号 平成 22 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 40 号 平成 22 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 41 号 平成 22 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 42 号 平成 22 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 43 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 44 号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 45 号 第二幼稚園造成工事の施工について
- 日程第 15 議案第 46 号 土木工事の施工について
- 日程第 16 議案第 47 号 下水道工事の施工について
- 日程第 17 議案第 48 号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 18 議案第 49 号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 19 議案第 50 号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 20 議案第 51 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 21 議案第 52 号 平成 23 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 53 号 平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 報告第 2 号 平成 22 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 24 報告第 3 号 平成 22 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 25 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

---

出席議員（14 名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 田ノ上 真   | 2 番 百 田 輝 子 |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 6番  | 荒木敏光 | 7番  | 吉本實  |
| 8番  | 合屋伸好 | 9番  | 今村桂子 |
| 10番 | 三上政義 | 11番 | 柴田真人 |
| 12番 | 長澤誠司 | 13番 | 藤石豊  |
| 14番 | 原野敏彦 | 15番 | 三角良人 |

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 合屋栄一                      係長 平山幸治

---

説明のため出席した者の職氏名

|                |      |                 |       |
|----------------|------|-----------------|-------|
| 町長・・・・・・・・・・   | 中嶋裕史 | 副町長・・・・・・・・・・   | 稲永張美  |
| 教育長・・・・・・・・・・  | 平松秀一 | 理事（出納課）・・・・・・・・ | 印藤勝人  |
| 理事（健康福祉課）・・    | 吉松清  | 理事（教育次長）・・      | 安河内亮三 |
| 総務課長・・・・・・・・・・ | 今泉俊裕 | まちづくり課長・・・・・・・・ | 吉松良徳  |
| 税務課長・・・・・・・・・・ | 百田順二 | 健康福祉課長・・・・・・・・  | 畑江達也  |
| 上下水道課長・・・・・・・・ | 今泉智明 | 建設産業課長・・・・・・・・  | 安川敏幸  |
| 住民課長・・・・・・・・・・ | 安部健一 | 建設産業課付課長・・      | 安河内久人 |
| 子ども教育課長・・      | 稲永修司 | 子ども教育課付課長・・     | 猪股清貴  |
| 社会教育課長・・・・・・・・ | 川津政文 | 総務課課長補佐・・・・・・・・ | 満行誠   |
| 監査委員・・・・・・・・・・ | 百田清二 |                 |       |

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。先日の台風12号により四国、近畿地方に甚大な被害をもたらされました。被害に遭われた方、亡くなられた方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。大きな災害が東日本、四国・近畿と続きました。二度あることは三度あると申します。次は、関東か九州か、続かないことを願いつつ会議に入ります。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思いますのでよろしくをお願いします。

ただいまから、平成23年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

9月1日午前10時より議会運営委員会を開催し、第3回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は18件でございます。報告が2件、諮問が1件となっております。

会期は、本日9月7日より9月16日までの10日間といたしております。

一般質問は、9月13日火曜日午前9時より行います。

12日月曜日の予算審査特別委員会終了後、第5次総合計画実施計画の説明が行われ、その後、ボタ山開発特別委員会が開催されます。

14日水曜日は、9時半より工事現場視察を行います、その後、終了後、特別委員会室において合同審査を行ってから、各常任委員会を開催いたします。

最終本会議終了後は、広報特別委員会が開催されますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

#### 日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月16日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月16日までの10日間と決定しました。

## 日程第 2 . 会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、8 番議員、9 番議員を指名します。

## 日程第 3 . 町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第 3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） おはようございます。残暑厳しい中に、9 月定例議会を開催いたしましたところ、全議員さん御出席のもとに開催できますこと、まずもって心から感謝と御礼を申し上げます。

本日、諸報告につきましては総務課 2 件、上下水道課、健康福祉課の 4 件となっております。平成 22 年度一般会計決算について

まず最初に、平成 22 年度の一般会計決算について御報告申し上げます。

平成 22 年度一般会計決算につきましては、歳入総額 78 億 780 万 3,403 円に対しまして、歳出総額は 76 億 3,286 万 5,772 円でございます。平成 21 年度決算額に対しましては、歳入は 2.5%、歳出は 2.4%の増となっております、昨年度に引き続きまして 75 億円を超える決算規模となっております。

繰越明許費の財源といたしまして、509 万 9,000 円を 23 年度に繰り越しております。これは、きめ細かな臨時交付金の分でございます。

歳入についてでございますが、国家予算の 2 割を占めます地方交付税が平成 15 年度以来の 20 億円を超しまして、9.3%の大幅増となりました。

町税につきましては、景気低迷により個人所得割は 5.7%の減となりましたが、法人税割、固定資産の税収は伸びておりまして、町全体では 0.7%の微減となっております、経常一般財源全体では 3%の増となっております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 85.7%で、2.6 ポイント改善されております。

次に、歳出でございますが、義務的経費であります人件費につきましては 18 年度に行財政改革集中プランを作成して以来、職員数の抑制や給与の見直しに取り組んでおりますが、21 年度に比べまして 2%の減となっております。これは職員 4 人の退職に対しまして 22 年度の新規採用をしなかったことや、期末勤勉手当支給率を引き下げたことなどによるものでございます。

22 年度に創設されました子ども手当についてでございますが、やっと特例措置法が可決されまして、支給額を変更して、今も継続しているところでございますが、22 年度の決算では 3 億円の増となっております。

道路整備等の住民の生活基盤の向上のための、いわゆる投資的経費の普通建設事業につきまし

ては、国の地域活性化事業や安全・安心な学校づくり事業によりまして、歴史民俗資料館の改修や小学校校舎の耐震補強、屋根改修などを実施いたしました。

特別会計への繰出金につきましては、増加傾向にあります。22年度は10億円を超えています。その内訳といたしましては国保、後期高齢者医療が6億円弱、公共下水道事業がおよそ2億5,000万円でございます。

なお、臨時的な収入でございますが、須恵町土地開発基金を全額繰り入れするほか、町有地の有効活用として、財産の処分とあわせて多額の寄附をいただきました結果、財政調整基金を3億5,741万5,000円積み増すことができました。また、基金を合わせて22億9,296万8,000円とすることができました。これも、議員皆様の御理解と町民皆様の御協力をいただいた結果だと考えております。ありがとうございました。

今日、国の不安定な政治が続き、経済はデフレスパイラルに陥っておりますし、日本の財政悪化に拍車をかけておるようでございますが、本町といたしましては、今後とも安全で安心して暮らすことができる町づくりを推進するとともに、議会や町民皆様方の御協力をいただきながら、最善の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、平成19年6月に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政指標を議会に報告し公表しておりますが、本議会におきまして、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を報告議案として上程いたしておりますので、よろしく願いいたします。なお、両比率につきましては、昨年を引き続き、正常の範囲内であることを申し添えておきます。

#### 水道事業決算について

次に、22年度水道事業決算についてでございますが、平成22年度は降雨も平年並みの量に恵まれ、水の安定的な供給もできたと思われ。平成22年度収支は、水道事業収益が消費税抜きで5億4,016万3,009円に対し、同経費は5億4,634万1,542円で、差し引き617万8,473円の赤字となりました。

収入面では、昨年6月に料金改定をさせていただき、約6,000万円の増収となりましたが、長引く経済活動の停滞、節水意識の浸透など、水需要の変化が進む現状にあって、予測していたよりも水道料金の伸び悩みが生じております。

費用面では、削減に努めてまいりました。当年度未処理欠損金は1億5,377万8,846円となっております。また、平成23年度から水道水源保全基金積み立てを中止することにより、約1,200万円の費用の削減となりますが、今まで以上に、経常収支の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりたいと考えております。

地域密着型介護予防サービス事業の指定等について

次に、平成23年度地域密着型、いわゆる介護予防サービス事業の指定等についてでございますが、初めに、地域密着型サービスということについて申し上げますけれども、高齢者が住みなれた地域で安心して在宅での生活を営むために、これまで制度の周知及び普及の推進が国、県で取り組まれてきたところであります。さらに、サービスの現状、課題、支援対策等により、積極的な活用や一層の適切な事業運営の推進に当たることの指標が示されております。

いわゆる、平成23年度介護基盤緊急整備特別対策事業で、福岡県介護基盤緊急整備基金条例を制定し、その基金を活用することにより、高齢者が安心して地域で生活できる介護基盤の整備を緊急に行うため、既存施設のスプリンクラー整備や各地域において将来必要となる介護施設等の緊急整備に要する経費について、介護基盤緊急整備補助金を予算の範囲内において交付するものであります。この事業は、平成21年度から平成23年度までの3年間に実施する基盤緊急整備事業について、県が定めた施設等について、市町村等が整備する事業並びに民間の事業者が整備する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部または一部として、市町村が補助する事業であります。

特に、サービス事業者の選定に当たっての経緯についてでございますが、まず1番目といたしまして、介護基盤整備の対象となる施設のうち、須恵町に未設置の施設及び将来必要性があると思われる施設を精査し、施設の選定及び事業者の選定に当たりました。同時に、須恵町介護基盤緊急整備補助金交付要綱を平成23年3月1日に制定をいたしました。

さらに、平成23年3月の広報すえ及びホームページにより事業者の公募を実施いたしました。公募内容につきましては、サービスの内容、小規模多機能型、居宅介護、対象圏域が須恵町全域、公募数1カ所。公募の結果、1事業の応募がありましたので、適切な事業の選定に当たるため、須恵町地域密着型サービス施設等整備事業者選定委員会設置要綱に基づきまして選定委員会を開催し、事業者の選定に当たり、サービス事業者を平成23年5月13日に決定をいたしました。

結果。サービス事業者の住所、須恵町。サービス事業者の法人名、医療法人成雅会、いわゆる泰平病院であります。施設の位置、これはお手元に地図をお上げしておりますので、参照いただきたいと思います。その後6月に、サービス事業が須恵町の意見書を添付の上、開設相談及び事業協議書を福岡県介護保険広域連合に提出いたしました。

去る8月23日に開催されました福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス運営委員会、審査会と申しますが、に出席して承認されたことを確認いたしました。サービスの種別及び内容につきましては、お手元の資料を参照いただきたいと思いますというふうに思っております。

終わりに、この施設は地域密着型施設であるために、地域に根差したサービス利用を目的といたしております。原則として、日常生活圏域内でサービス利用及び提供を行うとされております。

つまり、日常圏域とは介護保険の支部を意味します。粕屋支部ということです。しかしながら、地域の人の利用を優先することにおいては、ケースバイケースで、事業所の判断で実施してよいとの見解であります。

町税等のコンビニ収納について

次に、町税等のコンビニ収納についてでございます。

現在、町税を初め、保育料、上下水道料の納付につきましては、預金からの口座引き落としや役場会計窓口及び金融機関窓口での納付に限られております。特に、役場あるいは金融機関の窓口での納付は、窓口開設時間の関係で休日や夜間の納入ができない状態でございます。このような不便を解消し、住民サービスの向上とともに収納率のさらなる向上を目指すために、平成24年4月からコンビニエンスストアでも税等の納付ができるように、いわゆるコンビニ収納のサービスを開始することとなりました。

コンビニ収納の実現により、法人町民税を除く町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、上下水道料金の支払いにつきまして、24時間いつでも全国のコンビニエンスストアでの納付が可能となります。昨年度から電算業務システムの共同化を宇美町、志免町と行っておりますので、今回のコンビニ収納システムの構築につきましても、3町で共同で行うことにより低コストでの実施を見込んでおります。

なお、コンビニ収納の開始に伴う経費につきましては、本議会に補正予算を計上させていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

#### 日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を行います。

平成23年第2回定例会が、平成23年8月22日午後2時からクリーンパークわかすぎ会議室で開催されました。お手元に資料を配付しておるところでございます。報告につきましては、主なものを報告したいと思います。

まず、会期及び会議録署名議員は記載のとおりでございます。

組合長の諸報告。し尿処理施設洒水園につきましては、安定した放流水質を維持し、平成22年度搬入量1万9,071キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているところです。施設は昭和57年より稼働し、29年が経過して非常に老朽化が見られているということで、現在、点検補修を繰り返しながら延命対策をとっていかねばいけないということになっております。

また、クリーンパークわかすぎの運営管理につきましては、RDF施設においては平成22年度、1年間において約4万1,240トンの可燃ごみを処理し、2万3,620トンのRDFを大牟田へ搬出しているとのことです。

また、リサイクルプラザにおいては、2,321トンの不燃粗大ごみを処理しており、そのうち有価物、いわゆるアルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の搬出を2,580万円、非常に大きな金額の売却益を得ているところでございます。非常にうれしいことであります。

大牟田リサイクル発電関連につきましては、決算ベースにおいて、単年度収支の黒字を維持しているものの、RDF搬入の確保の厳しさや今後の新たな費用の発生が見込まれるなど、依然として厳しい状況にあるということです。

また、平成30年3月31日以降の運用についての現在の協議は、平成24年度まで延びるということで、現在の処理単価から3割の値上げを踏み切らざるを得ないと、県からの内々の提示を受けており、当組合においても、これ以上の処理単価の引き上げにならないように、他の組合と歩調を合わせて県電源開発に対し交渉を行っていきたいということでございます。

次に、議案ですが、議案第4号平成22年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3回）に係る専決処分の承認を求めることにつきましては、篠栗町側町道改良工事負担金について、改良工事の工期変更により、翌年度に繰り越し使用できる費用として3,954万3,000円の繰越明許費を設定するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日で専決処分したものでございます。

議案第5号平成22年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額28億8,970万7,703円、歳出総額27億2,796万4,813円、差し引き1億6,174万2,890円で、歳出の予算現額に対する執行率は94.40%となっています。また、実質収支につきましては、歳入歳出差し引き金額1億6,174万2,890円で、繰越明許費繰越額3,954万3,000円を差し引き、実質収支1億2,219万9,890円となっております。なお、須恵町の分担金として5億846万2,000円で、3町分担金総額の29.66%となっております。

この決算の認定につきましては、会計監査報告が監査委員より行われ、決算計数の正確性、経

理事務処理また予算の執行状況について、適正かつ効率的な予算であることが報告されました。

議案第 6 号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任についてでございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員 川上正俊氏の、須恵町でございますけど、任期が平成 23 年 10 月 24 日で終了するため、新たに監査委員の選任を行うもので、藤 豪哲氏、篠栗町が議会の同意を求められました。任期は平成 23 年 10 月 25 日から平成 27 年 10 月 24 日まででございます。

議案第 7 号から議案第 9 号は糟屋郡公平委員会の選任同意につきましてでございますので、省略をさせていただきます。

議案第 10 号平成 23 年須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第 1 回）につきましては、歳入歳出の額の変更はなく、歳入款項の金額の変更のみでございます。

以上、議案第 4 号から 10 号までの上程につきましては、慎重審議の結果、全員賛成で可決しております。なお、当日の議案書につきましては、議員控室に議案書を置いておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10 番、三上政義議員。

議員（10 番 三上 政義） おはようございます。8 月 8 日に行われました平成 23 年度第 2 回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合定例会の報告をいたします。お手元に資料を配付しております。

まず、議案第 4 号平成 23 年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。歳入歳出予算の総額 5,229 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 1,258 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,487 万 6,000 円とするものでございます。

歳入では、県補助金森林整備加速化・林業再生事業補助金といたしまして 936 万 6,000 円、前年度繰越金といたしまして 321 万 4,000 円。歳出では、道路橋梁費、林道建設費として賃金、需用費、委託料、工事請負費合わせて 1,258 万円となっており、全員賛成で可決いたしております。

次に、議案第 5 号平成 22 年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額 7,738 万 237 円、歳出総額 7,253 万 6,687 円、歳入歳出差し引き額 484 万 3,550 円、実質収支額 484 万 3,550 円となっており、全員賛成で認定しております。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。平成23年9月1日に行われました第3回粕屋南部消防組合議会定例会の報告をいたします。

まず、議案第12号から14号は糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてで、全員賛成で同意しております。

次に、議案第15号は、個人情報保護条例の一部を改正するもので、個人情報取扱事務を遂行するに当たり、保有個人情報の利用及び提供の制限等について組合構成町に準じ改正を行うもので、全員賛成で可決されました。

議案第16号交代制勤務職員の休憩時間について、今般、人事院規則において、従来の経過措置を廃止するとともに、当該職員の休憩時間について新たな仕組みが規定されたため改正するものです。また、育児休業等に関する条例の一部改正については、職員の勤務時間に関する条例の改正により、所要の整備及び文言の改正を行うもので、全員賛成で可決されました。

議案第17号は、職員の休暇の付与に当たり、現在1月1日から12月31日までの、いわゆる暦年を1年として付与していましたが、行政の全事業が4月1日から3月31日までの年度で行われており、また、職員の採用、退職も年度を単位として実施されていることから、休暇の付与に当たっても年度で実施するよう改正するもので、これも、全員賛成で可決されました。

議案第18号は一般会計決算の認定で、歳入総額16億8,257万5,846円、歳出総額16億7,346万2,037円、差し引き額は911万3,809円、実質収支額911万3,809円となっており、全員賛成で認定されました。

最後に、議案第19号は、休日診療所事業特別会計決算で、歳入総額5,099万7,952円、歳出総額3,095万3,479円、差し引き額は2,004万4,473円、実質収支額2,004万4,473円となっており、これも全員賛成で認定されました。

そのほか、詳細については、議員控室に資料を置いておりますので、御参照していただきますようお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、国鉄志免炭鉱ボタ山開発推進協議会の報告を求めます。13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） 国鉄志免炭鉱ボタ山開発推進協議会総会の報告を行います。

平成23年8月18日10時より、粕屋町役場におきまして開催されております。主なものを報告させていただきたいと思っております。

まず報告事項ですけど、平成22年度国鉄志免炭鉱ボタ山開発推進協議会事業報告及び歳入歳出決算についてでございます。まず、事業については主な事業がなくて、総会と会計監査が行わ

れているところでございます。

決算につきましては、歳入合計134万3,635円、歳出合計40万2,344円、差し引き94万1,291円次年度繰り越しとなっております。

なお、基金につきましては、歳入合計が1億398万2,186円、歳出合計75万円、差し引き積立金額、現在の残高ですけど、1億323万2,186円ということになっております。訂正方、お願いいたします。（報告資料の訂正）

預貯金の明細、これ別紙に添付しているとおりでございます。

2番目、監査報告。監査報告は3町の議長によって監査報告がなされました。

3番目、平成22年、23年ボタ山貸し付け状況について別紙2のとおり御参照いただきます。議題につきましてでございますが、1番、平成23年度国鉄志免炭鉱ボタ山開発推進協議会事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について。

事業計画。今日の地方公共団体を取り巻く厳しい社会情勢の中、住民ニーズの反映と地域活性化のため、現状を生かした自然活用型のボタ山開発を基本として、具体案の検討を進めつつ維持管理を行うということです。

予算につきましては、歳入歳出予算の総額が94万4,000円とするものでございます。

2番目。ボタ山開発プロジェクトチーム（仮称）について。先般も当町の委員会で話し合いましたとおり、各町から委員を2名、そして担当課より1名を選出し、ボタ山開発プロジェクトチームをつくるということになっております。今後の協議によりまして、新たな展開が生まれてくるのではないかなと考えておるところでございます。

以上、すべて承認可決されているところでございます。

なお、資料につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡5町ブロック廃棄物対策協議会の報告を求めます。12番、長澤誠司議員。

議員（12番 長澤 誠司） 平成23年度糟屋郡5町ブロック廃棄物対策協議会の報告を行います。

去る8月30日火曜日午前10時から、クリーンパークわかすぎ会議室におきまして糟屋5町ブロック廃棄物対策協議会が開催されております。

お手元の資料にありますように、議題としまして2議題と1その他でございますが、まず、協議会の会長のあいさつがございまして、粕屋町の篠崎町長からクリーンパークわかすぎ、RDF施設、リサイクル施設とも順調に稼働しているとの報告がありました。

議題に入りまして、糟屋郡5町ブロック廃棄物対策協議会会長及び副会長の選出についてでこ

ざいますが、新しく、会長に篠栗町の三浦町長、副会長に当町の中嶋町長が選任されました。

次に、お手元に資料を配付しております平成22年度の組合会計、ごみ処理対策決算繰越額及びごみ搬入量実績についての報告がありました。この5町に関して新しく入られた方は初めてでございますが、宇美と志免がRDFのほうに受託事業として受けてやっておりますので、粕屋、クリーンパーク合わせて3町の中にダブることがあると思いますが、ごみ処理関係分の決算につきましては、歳入総額27億3,868万759円で、歳出総額は25億8,486万2,354円。差し引き残額1億5,381万8,405円。そのうち、先ほど説明がありましたように、23年度繰越明許費3,954万3,000円で、実質収支額1億1,427万5,405円となります。これによりまして、須恵町分の繰越額は1,865万2,423円となります。

次に、可燃ごみ搬入実績でございますが、5町の年間搬入量は4万1,237.94トンで、昨年より78.41トンの増加となっております。須恵町分といたしまして、5,899.75トンで、全体の14.31%を占めています。宇美町最終処分場への埋め立て残渣量は802.2トンで、選別機の改良及び手選別の充実を図り、昨年より、937.87トンの減量となったとのことでした。

大牟田リサイクル発電に対するRDF搬出量は2万3,622.14トンで、昨年より1,291.82トンの増となっているとのことでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。

質問はありませんか。9番、今村議員。

議員（9番 今村 桂子） ポタ山開発のことに関する質問ですけれども、前年度から議題に出ていると思うんですけれども、ポタ山の中で道路で寸断されて三角地が、東側にあったと思います。そこを売るような計画が出ていて、今度の議会で話し合われるような話が出ていたんですけれども、三角地に関する売却についてはどのようになっていますか。

議長（三角 良人） 13番、藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 今の御質問に対してお答えを申し上げます。

町としまして、売れるとかそういう話は今後の見通しであって、あくまでも予定であり決定していることではありません。しかしながら、須恵町としての要望として、ここはポタ山開発とは一線を画して、ポタ山開発とは別個の考え方でという申し入れを協議会にさせていただいております。

今後、その話し合いは協議会において煮詰めていって、どうなるかを結論を出していきたいと思っておりますので、現状では申し入れをしている、お話をさせていただいているというところでございます。

以上です。

議長（三角 良人） いいですか。ほかに。 これで質問を終結します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第36号から議案第42号及び議案第48号から議案第50号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5．議案第36号

日程第6．議案第37号

日程第7．議案第38号

日程第8．議案第39号

日程第9．議案第40号

日程第10．議案第41号

日程第11．議案第42号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第36号平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第37号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第38号平成22年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第39号平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第40号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第41号平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳

入歳出決算の認定について、日程第11、議案第42号平成22年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。印藤出納課理事。

理事（出納課）（印藤 勝人） それでは、議案第36号から議案第41号までの平成22年度須恵町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について御報告いたします。

なお、一部町長報告と重複する部分がありますが、御容赦願いたいと思います。また、監査委員によります決算審査につきましては、8月2日から8月25日まで実施されまして、意見書を提出していただいているところであります。

まず初めに、議案第36号一般会計歳入歳出決算の認定であります。別冊の決算書9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額78億780万3,403円に對しまして歳出総額76億3,286万5,772円で、歳入歳出差し引き額、形式収支としましては1億7,493万7,631円です。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許繰越額が509万9,000円ですので、実質収支額は1億6,983万8,631円となります。

この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は981万4,550円の黒字で、これに財政調整基金の積立額3億5,741万5,000円と繰り上げ償還額105万9,503円を加えた実質単年度収支は3億6,828万9,053円の黒字となります。

1ページの歳入の主な構成比ですが、1款町税32.0%、2款地方譲与税0.8%、6款地方消費税交付金2.9%、9款地方交付税26.1%、11款分担金及び負担金1.7%、12款使用料及び手数料1.7%、13款国庫支出金8.8%、14款県支出金6.6%、15款財産収入2.5%、17款繰入金2.6%、18款繰越金2.2%、19款諸収入3.9%、20款町債費7.2%で、歳入合計額の予算に対する収入率は99.3%、調定に対する収入率は97.9%となっています。

次に、歳出の主な構成比ですが、1款議会費1.3%、2款総務費17.3%、3款民生費33.0%、4款衛生費12.7%、6款農林水産業費2.1%、8款土木費8.3%、9款消防費3.8%、10款教育費9.5%、12款公債費10.5%で、歳出合計額の予算に対する執行率は97.1%となっています。

次に、議案第37号国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、158ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億14万7,295円に對しまして、歳出総額28億9,463万1,398円で、歳入歳出差し引き額は551万5,897円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと209万7,892円の赤字となり、

22年度は法定繰入金以外の一般会計からの繰入金が1億5,059万6,000円ありますので、実質的な単年度収支は1億5,269万3,892円の赤字となります。

歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は91.2%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.9%であります。

次に、議案第38号老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、192ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額398万2,389円に対しまして、歳出総額398万2,389円で、歳入歳出差し引き額はゼロ円、実質収支額もゼロ円です。歳入合計額の予算に対する収入率は99.9%、調定に対する収入率は100%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.9%となっています。なお、本会計は後期高齢者医療に移行のため、22年度をもって終了いたしております。

次に、議案第39号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、202ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億2,105万4,504円に対しまして歳出総額2億1,205万1,622円で、歳入歳出差し引き額は900万2,882円、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.6%となっています。

次に、議案第40号公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、214ページをお願いいたします。

歳入総額9億194万596円に対しまして、歳出総額8億9,882万8,674円で、歳入歳出差し引き額は311万1,922円、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は97.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.7%となっています。

最後に、議案第41号農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、230ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額8,422万2,576円に対しまして、歳出総額8,323万7,349円で、歳入歳出差し引き額は98万5,227円、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は99.8%、調定に対する収入率は98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は98.7%となっています。

以上、よろしく御審議方お願いいたします。

議長（三角 良人） 次に、今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書7ページの議案第42号平成22年度須恵町水道事業会計

決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度須恵町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定を受けるものでございます。別冊の予算書をお願いいたします。

1ページでございます。平成22年度須恵町水道事業決算報告。なお、以下消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

収益的収入及び支出のうち、収入は第1款水道事業収益、決算額5億6,710万5,634円、前年比13.3%の増です。主なものは給水収益の増でございます。

2ページをお願いいたします。支出でございます。第1款水道事業費、決算額5億5,805万3,410円、前年比1.0%の減です。予算額に比べ1,186万9,590円の不用額が出ておりますが、主なものとしたしましては、営業費用の現状費、委託料及び修繕費等の執行残によるものでございます。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入は第1款資本的収入、決算額1億1,263万4,575円で、前年比12.8%の増です。これは、石綿管改良工事に伴う国庫補助金の増額によるものでございます。

4ページをお願いいたします。支出でございます。第1款資本的支出、決算額2億5,162万846円で、前年比4.8%の減です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,898万6,271円は損益勘定留保資金で補てんしております。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第36号から議案第42号については、議長を除く13人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第42号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長は合屋伸好議員、副委員長は今村桂子議員であります。

## 日程第12・議案第43号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第43号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田税務課長。

税務課長（百田 順二） 議案書 8 ページをお願いいたします。議案第 4 3 号須恵町税条例の一部を改正する条例。須恵町税条例の一部を改正する条例についてを別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正により、所要の規定を整備するものでございます。30 ページにまたがりますので、要約したものをお手元に配付しております。よろしくをお願いいたします。

税制の改正。今回の改正をすることになった経緯と理由を簡単に述べたいと思います。平成 23 年度税制改革大綱の関連法案が国会において審議が棚上げ状態でありました。平成 23 年 3 月末で期限が到来する措置については、3 月 31 日、国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律、通称つなぎ法案による 6 月 30 日まで延期となったところでございます。通常では 3 月末に地方税法等の一部を改正する法律案の審議でよかったです、つなぎ法案で審議の回避を行っています。

今回、このような経緯から地方税法等の一部を改正する法律案を 2 つに分け、雇用促進税制の創設、寄附金税制の拡充、納税者利便性の向上、課税の適正化、期限切れ租税特別措置の延長など、所要の改正を講ずるため、新たな法律で税条例が改正されました。先ほど提案理由で申し上げました現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律となっております。この改正で、町税に関する部分が今回の提案議案となっております。

現行の町税に係る不申告に関する過料の引き上げでございます。3 万円から 10 万円に引き上げるものでございます。26 条の町民税、53 条の 10 の退職所得、65 条の固定資産税の納税管理人、75 条の固定資産、88 条の軽自動車税でございます。

また、故意に納税申告書を法定申告期限までに提出しないことによる、税を免れた者に対しても、新たに設けたものが 100 条の 2 のたばこ税、105 条の 2 の鉱産税、139 条の 2 の特別土地保有税が創設されました。

34 条の 7 の寄附金税額控除でございます。個人住民税寄附金税額控除の適用を、下限額の引き下げでございます。5,000 円を 2,000 円にするものでございます。所得税と同様になります。今回、改正で 2,000 円と条文化していませんが、改正で法第 314 条の 7 で控除額が定められています。また、寄附金税制の拡充といたしまして、認定 N P O 以外の N P O も対象となっております。肉用牛の売却による農業所得の課税の特例で、縮減の上、延長となっております。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第43号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第13・議案第44号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第44号須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

健康福祉課長（畑江 達也） 議案書38ページをお願いいたします。議案第44号須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年須恵町条例）第19号の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中（維持してい遺族）を（維持していた遺族・兄弟姉妹を除く・以下この項において同じ）に改め、同項に次の1号を加える。

3号といたしまして、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれもが存在しない場合であって、兄弟、姉妹がいるときは、その兄弟、姉妹（死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた者）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

次の39ページに新旧対照表を添付しておりますけども、改正の内容といたしましては、東日本大震災後、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合に限り、死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟、姉妹を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第44号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

#### 日程第14．議案第45号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第45号第二幼児園造成工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書の40ページでございます。議案第45号第二幼児園造成工事の施工について。別紙工事を平成23年度に施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。次のページをお願いします。

図面番号1、工事箇所、旅石でございます。次のページに工事箇所図を添付しております。工事名、第二幼児園造成工事でございます。第二幼児園の建設用地の造成工事を行うものでございます。工事量、造成面積6,793平方メートル、工種は土工、排水構造物工、擁壁工、緑地工、汚水工、給水工、道路工、防火水槽設置工でございます。事業費1億円でございます。財源内訳は一般財源が1億円でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第45号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号第二幼児園造成工事の施工についてを各委員会に付託します。

#### 日程第15．議案第46号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第46号土木工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

建設産業課長（安川 敏幸） 議案書の43ページをお願いいたします。議案第46号土木工事の施工についてでございます。別紙工事を平成23年度に施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。議案書44ページをお願いいたします。

事業名は農村環境整備事業であります。図面番号1、工事箇所、須恵。工事名、ヨムギため池改修工事。45ページに箇所図を添付しておりますので、よろしくお願いいいたします。本ため池は長年において堤内が侵食され、一部波受けブロックが崩壊しております。復旧改良を図るもので、昨年からの2カ年施工で今年度が完成予定でございます。

工事量は工事長86メートル、工種につきましては波受けブロック550平方メートルを予定しております。事業費は1,500万円、財源内訳は県補助金600万円、一般財源900万円でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。事業名は道路改良事業であります。

図面番号2、工事箇所、須恵、工事名、城山・中央線道路改良工事、47ページに箇所図を添付しております。よろしくお願いいたします。

この城山地区につきましては、老朽化した無蓋側溝、ふたのない側溝のことなんですが、及び傷んだ舗装を計画的に改良し、幅員の確保を図るものです。工事量は工事長190.8メートル、工種につきましては排水工356メートル、舗装工602平方メートルを予定しております。事業費は1,500万円、財源内訳は一般財源1,500万円でございます。

続きまして、図面番号3、工事箇所、新原。工事名、新原・下組1号線道路改良工事。48ページに箇所図を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

この路線につきましては、たびたびの豪雨におきまして側溝を越流し、道路冠水の被害を及ぼしましたので、今回の側溝改良を行い、改善を図るものでございます。

工事量は工事長105メートル、工種につきましては自由勾配側溝99メートル、舗装工445平方メートルを予定しております。事業費は650万円、財源内訳は一般財源650万円でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第46号を総務建設産業委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号土木工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第16・議案第47号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第47号下水道工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 49ページをお願いいたします。議案第47号下水道工事の施工について、別紙工事を平成23年度に施工したいので本議会の議決を求めるものでございます。

50ページをお願いいたします。公共下水道事業、図面番号1番、工事箇所、上須恵。工事名、新原工業団地汚水処理場解体工事。箇所図を51ページ、52ページに添付しております。

スポーツ公園横の施設で、この施設は昭和48年から新原工業団地及び第2川子団地の汚水を処理し始め、38年を経過しておる施設でございます。これまで、老朽化した機械の補修を繰り返し維持管理してまいりましたが、昨年度末、公共下水道区域になり、公共下水道に接続工事も完了いたしましたので、この施設を解体する工事を計上させていただいております。

工事量です。架設工事、外部養生工 3 2 1 平方メートル。解体工事で、機械室の 3 0 . 4 5 平方メートル。処理槽鉄骨上屋 2 9 5 平方メートル。アスベスト除去工一式です。整地工事で処理槽の埋め戻し工 1 , 5 0 0 立方メートル。フェンス及び樹木撤去一式。事業費 1 , 0 0 0 万円。財源内訳、一般財源 1 , 0 0 0 万円でございます。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 4 7 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 7 号下水道工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第 1 7 . 議案第 4 8 号

#### 日程第 1 8 . 議案第 4 9 号

#### 日程第 1 9 . 議案第 5 0 号

議長（三角 良人） 日程第 1 7、議案第 4 8 号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、日程第 1 8、議案第 4 9 号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、日程第 1 9、議案第 5 0 号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、以上 3 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案第 4 8 号及び議案第 4 9 号、議案第 5 0 号、いずれも糟屋郡公平委員会委員の選任同意でございます。現在、この 3 名とも糟屋郡の公平委員を務めておられるわけですが、2 3 年の 1 0 月 3 1 日をもって任期が満了するために、3 名とも再任をお願いするものでございます。ちなみに、南、中、北から各 1 名ずつというようなことになっております。

以上、よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 4 8 号から議案第 5 0 号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 8 号から議案第 5 0 号を各委員会に付託します。

#### 日程第 2 0 . 議案第 5 1 号

議長（三角 良人） 日程第 2 0、議案第 5 1 号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案第51号自治功労者の推戴についてでございます。元同僚議員であられました御手洗寿乃氏が勇退をされまして、このたび、自治功労者の推戴基準をクリアされたので、推戴をお願いするものでございます。須恵町表彰条例の第10条第1項の規定によって、今議会の同意を求めるものでございます。経歴については61ページに載せておりますので、よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第51号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号自治功労者の推戴についてを各委員会に付託します。

#### 日程第21．議案第52号

議長（三角 良人） 日程第21、議案第52号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 61ページをお開きください。議案第52号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。別冊の歳入歳出補正予算書をお願いいたします。

1ページでございます。平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,592万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,108万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入でございますが、主なものを申し上げてまいります。

9款地方交付税につきましては、今回の歳出補正額に対しまして特定財源を充当し、なお、不足する額について8,153万9,000円の地方交付税を追加計上いたしております。

13款国庫支出金2項国庫補助金においては、土木費、道路橋梁費補助金として社会資本整備総合交付金187万円の計上でございます。

14款県支出金第2項県補助金において介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3,405万円、農村環境整備事業費補助金600万円等を計上しております。

15款財産収入1項財産運用収入については、九州電力地役権の設定収入として215万5,000円の計上でございます。

17款繰入金につきましては、第二幼稚園建設関係の経費に充当するため、1億2,075万2,000円を財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

18款繰越金、前年度繰越金の留保額3,041万4,000円の計上で、これにより前年度繰越金の全額を計上したことになります。

19款諸収入においては、3項雑入でコミュニティー助成事業助成金250万円などを計上いたしております。

3ページ、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費におきましては、財政調整基金への積み立て249万5,000円、コンビニ収納関係の準備経費として322万7,000円、東日本大震災支援の職員派遣旅費300万円の追加等でございます。2項徴税费につきましては、ゼロ還付金300万円。

3款民生費1項社会福祉費につきましては、介護基盤緊急整備事業費等に3,405万円、国民健康保険特別会計への繰出金2,721万9,000円の追加、2項児童福祉費につきましては、第二幼稚園建設設計委託及び造成工事費の1億2,075万2,000円などを計上いたしております。

4款衛生費2項清掃費におきましては、清掃施設組合への負担金の減額2,527万7,000円等の計上でございます。

6款農林水産業費1項農業費においては、農業基盤施設整備工事費800万円の追加、工事議案でございましたヨムギため池改修工事費1,500万円、2項林業費におきましては、荒廃森林再生事業費220万円などがございます。

8款土木費2項道路橋梁費で、道路新設改良費として2,350万円の追加計上。5項下水道費につきましては、新原工業団地の処理場解体工事費1,000万円。

10款教育費につきましては、3項中学校費において須恵中校舎耐震補強設計費等に556万7,000円の計上でございます。

11款災害復旧費。4ページをお願いいたします。1項農林水産業施設災害復旧費として東原

林道災害復旧工事のための測量委託100万円の計上でございます。

5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為、債務を負担する行為をすることができる事項として、粕屋南部消防組合負担金。期間、平成23年度から平成27年度まで、限度額1,011万円。これは粕屋南部消防組合が平成22年度に借り入れを行いました起債の償還金について、組合の構成市町村である本町が償還終了まで負担をするものでございます。

次に、第二幼稚園建設設計監理業務委託、平成23年度から24年度まで、限度額3,050万円。須恵中学校舎耐震補強設計監理業務委託、平成23年度から24年度まで、限度額900万円。この2件につきましては、設計を23年度、監理を平成24年度に行うわけですが、設計と監理を同時に発注し一括契約を行うために、ここで債務負担行為を設定するものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第52号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

#### 日程第22・議案第53号

議長（三角 良人） 日程第22、議案第53号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 28ページをお願いいたします。議案第53号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,562万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ29億4,715万1,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。次のページをお願いいたします。

歳入。3款1項国庫負担金と2項国庫補助金の補正は、歳出の後期高齢者支援金と介護納付金の確定により増額補正し、歳出の財源不足金を追加補正し、収支の調整を行っております。

5款1項前期高齢者交付金の補正は支払い基金からの決定通知により減額補正いたしております。

す。

6款2項県補助金の補正につきましても、国庫支出金と同様、後期と介護納付金の確定により補正いたしております。

8款1項他会計繰入金の補正は、歳出の9款1項1目の国庫支出金等の還付金において補正いたしておりますので、その財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

9款1項繰越金は、前年度の繰越金が確定いたしておりますので、今回、計上いたしております。

次のページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等、6款介護納付金等の追加補正は、各納付金の決定通知により確定いたしておりますので、補正いたしております。

9款1項償還金及び還付加算金の補正は、22年度の実績により、主に退職者医療給付費において還付金が出ておりますので、補正いたしております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第53号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

### 日程第23・報告第2号

議長（三角 良人） 日程第23、報告第2号平成22年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書の63ページをお開きください。報告第2号平成22年度須恵町健全化判断比率の報告について。平成22年度須恵町健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、別紙のとおり報告をいたします。

次の64ページをお願いいたします。平成22年度健全化判断比率。一般会計の実質赤字比率はございません。赤字額はございません。一般会計から特別会計、水道事業会計まで含めた連結実質赤字比率は、これも赤字額はございません。

実質公債費比率12.5%、将来負担比率58.7%でございます。ちなみに、平成21年度の実質公債費比率は13.4%、将来負担比率は76.3%ございました。

別冊の歳入歳出決算審査意見書の39ページに、監査委員の意見が記載されております。それによりますと、実質公債費比率は12.5%となっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。将来負担比率は58.7%となっており、前年度と比較するとよくなっている、という意見がついております。

以上、御報告申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

#### 日程第24．報告第3号

議長（三角 良人） 日程第24、報告第3号平成22年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 65ページをお願いいたします。報告第3号平成22年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について。平成22年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、別紙のとおり報告するものでございます。

66ページをお願いいたします。1、平成22年度公営企業の資金不足比率、特別会計の水道事業会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の3会計は、資金不足比率には該当いたしませんので報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

#### 日程第25．諮問第2号

議長（三角 良人） 日程第25、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 諮問第2号人権擁護委員の推薦についてでございますが、現在、人権擁護委員として務めておられます丸山信幸氏が平成23年12月31日をもって任期満了となるために、後任委員として推薦するものでございます。経歴については、68ページでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、諮問第2号を各委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを各委員会に付託します。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月13日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前11時52分散会

議事日程(第2号)

平成23年9月13日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 田ノ上 真  | 2番 百田 輝子  |
| 3番 松山 力弥  | 5番 田原 重美  |
| 6番 荒木 敏光  | 7番 吉本 實   |
| 8番 合屋 伸好  | 9番 今村 桂子  |
| 10番 三上 政義 | 11番 柴田 真人 |
| 12番 長澤 誠司 | 13番 藤石 豊  |
| 14番 原野 敏彦 | 15番 三角 良人 |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

説明のため出席した者の職氏名

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 町長・・・・・・・・中嶋 裕史   | 副町長・・・・・・・・稲永 張美 |
| 教育長・・・・・・・・平松 秀一  | 理事(出納課)・・・・印藤 勝人 |
| 理事(健康福祉課)・・吉松 清   | 理事(教育次長)・・安河内 亮三 |
| 総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕 | まちづくり課長・・・・吉松 良徳 |
| 税務課長・・・・・・・・百田 順二 | 健康福祉課長・・・・畑江 達也  |
| 上下水道課長・・・・今泉 智明   | 建設産業課長・・・・安川 敏幸  |
| 住民課長・・・・・・・・安部 健一 | 建設産業課付課長・・安河内 久人 |
| 子ども教育課長・・・・稲永 修司  | 子ども教育課付課長・・猪股 清貴 |
| 社会教育課長・・・・川津 政文   | 総務課課長補佐・・・・満行 誠  |
| 監査委員・・・・・・・・百田 清二 |                  |

午前 9 時 00 分開議

議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 . 一般質問

議長（三角 良人） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。1 番、田ノ上真議員。

議員（1 番 田ノ上 真） おはようございます。議席番号 1 番、田ノ上です。通告に従い、子ども議会の開催について質問いたします。

須恵町は教育立地を掲げ、教育を基盤に据えたまちづくりの実現に向けて、さまざまな取り組みを続けてまいりました。このことは、資料によりますと、福岡県のみならず国においても高い評価を受け、先駆的な役割を担ってきたということであり、私自身、須恵町の住民の一人として、また須恵町の教育を受けて育った者として、大変にうれしいことでございます。関係各位の皆様方においては大変な努力があったことであろうと、敬意を表する次第でございます。

ここで、将来の展望に立った教育の一環として、小中学生による子ども議会を提案させていただきます。

我が須恵町においては、豊かな自然の中で、また伝統ある地域の祭りや諸行事の中で、子供たちは情操豊かに育っているとの印象でございます。さらに、さまざまな社会教育団体、施設、またボランティアに携わる皆様方が、子供たちの育成のために力を惜しまず取り組んでくださっております。これほど大切に手厚く育成されている子供たちに対し、屋上屋を架すように思われる向きもあるかもしれませんので、ここに少々、子ども議会について述べさせていただきます。

子ども議会については、既に各地の自治体でも開催されておりまして、話題にもなっております。過去、1997年と2000年には、子ども国会も参議院において開催されました。これは、全国から選ばれ、集まってきた子ども国会議員がさまざまな委員会に分かれて議論を交わし、最終日には参議院の本会議場で各委員会の報告を行い、子ども国会宣言を発表するというものでございました。そのほか、各地の自治体においても、独自の考えを持って、さまざまな形式で取り組んでいるようでございます。

私の考えとしましては、仮に須恵町で子ども議会を開催するならば、小中学生の中から子供議員を選出し、この議場において定例議会さながらに質問、発言をするというものでございます。議長も子供議員から選び、答弁は町長を初め執行部の皆様方が当たるとい、本格的なもので行いたいと思っております。そして、議事録も作成し、町政に教育に生かしてまいりたいと思うものでございます。

もし、子供議員のほうが我々町会議員よりも優秀であったならば、我々議員は義務教育からや

り直さねばならないという問題が発生するかもしれません。失礼しました。

余談はさておき、須恵町をふるさととする子供たちが、やがて未来の須恵町を担う大人へと成長していくのは確実でございます。教育のためのまちづくりには、子供たちの視点こそ大いに参考にすべきものがあると考えます。子供たちが、須恵町への希望や期待などについて質問、発言をすることで、町政や議会制度に対する関心と理解を深めることができるものと思いますし、私ども大人も学ぶべき多くのものを発見することができるのではないのでしょうか。

ここで、子ども議会の開催についてのお考えをお尋ねしたい。具体的には、1つ、子ども議会の開催について、総論的にいかがお考えか。2つ目に、子ども議会の開催を通して、子供たちが成長していけるものと思えるかという点。3つ目に、子ども議会での議論が、町政の発展に寄与し得るかどうかという点。

最後に、教育において先進的な須恵町で、これまで開催がなかったということも、理由なきこととも思えません。開催について、克服すべき課題や問題点などがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

以上を踏まえて、町長、教育長に御答弁を願います。

議長（三角 良人） まず、平松教育長に答弁を求めます。

教育長（平松 秀一） おはようございます。子ども議会の開催をということで御質問いただきまして、大変貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。

全国の幾つかの市町村で子ども議会が開催されておりまして、九州では宮崎県日南市、延岡市、熊本県上天草市、菊池市、宇土市、玉名市、大分県宇佐市、大分市、沖縄県八重瀬町などが行っているようでございます。近隣の市町村では、粕屋町のSUN2かすや新風会という団体が、平成10年から20年にかけて3回ほど実施したようでございます。ただ、全国規模で見ますと、実施しているところの方が少ないというような状況でございます。

当町教育委員会といたしましては、今、3点ほど上げられましたが、小中学生に町の仕組みや議会の仕組みを勉強させることは大変重要なことだと考えております。これは、児童生徒が住んでいる町に関心を持ち、将来、須恵町を愛し、何らかの形で町に貢献していく姿をつくり上げていく、まさに生涯学習を学ぶ第一歩だと考えます。提案の骨子もそのようなことではないかと理解いたしております。

ただ、実施するとすれば、あくまでも議会制度にのっとった学習を行うわけですから、本町議会としてのこの事業を行うことに対して協議を行っていただき、どこが主体者として行うのかという根本的な整理を行っていただく必要があるのではないかと考えております。その結果、首長部局が主体者となるのか、教育委員会が主体者となるのか、あるいは本町議会が主体者となり実施するのかということが見えてくると考えております。

誤解のないように申し沿えますが、教育委員会といたしましては、子ども議会の開催に反対する立場ではございません。教育現場の管理監督者として、何点か整理し、慎重に行うべきだと考えております。それは、現在、学校現場が置かれた状況です。実施を想定した準備には、本町議会、首長部局、教育委員会、学校側との内容協議が必要です。それを受けて、日程調整、実施内容協議、各校子供議員の選出方法の策定、事前研修会、質問内容各学校準備作業、全体練習会、広報活動、リハーサル、当日準備と当日の実施というように、膨大な時間を必要とします。

議員御存じのとおり、小中学校ともに学習指導要領が大幅に改訂され、授業時数が大幅に増加した中で、来年度からは中学校も本格実施の時期を迎えております。果たして、現在の教育課程の中で、また年間指導計画の中で、実務的に盛り込むことが時間的なことを含めて可能なのかを協議させる必要があると考えております。

なぜならば、実施している多くの市町村では、夏休み、あるいは土曜日に実施しておりますが、本町では授業時数確保のために、現在、夏休みを6日間短縮し、土曜日についても1日開校措置をとりながら対処している状況です。さらに、現在研究中でありますけれども、年間数日程度、土曜日授業の可能性についても学校側との協議に入っている状況です。

教師の負担感が増す状況の中で実施するならば、やはり教師全員が内容を理解し、学校全体で取り組む姿勢とならなければ、6年生の単なる授業、中学校2年生か3年生の授業という認識にしかならず、単なるイベント、対外的なパフォーマンスだけに陥る危険性があります。さらに、子ども議会に参加できる人数が少数に限られ、多くの児童生徒の授業効果を上げるための工夫もさらに必要となってきます。

御提案いただきました町政や議会制度に対する関心と理解を深めさせるという効果では、社会科見学として、町当局、議会に協力していただき、年4回の定例議会に合わせて学習の機会をいただけるなら、該当する学年の児童生徒全員に教育効果があると考えております。

できることならば、来年度から本格実施となる学習指導要領改訂に伴う授業時数の増加対策、授業効果を高める教職員研修と資質の向上対策、また社会教育と一体となって推進しております地域の教育力の向上、現在推進しております須恵町教育振興基本計画が目標とする教育効果を達成した後に、新たな取り組みとして検討させていただけるということならば、非常にありがたい御提案だと考えております。

以上です。

議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 前は、最後の質問ということで、傍聴者がいないときでございましたので、今回は早目に出されて1番ということでございます。また、議員は公明党の所属の議員さんでありますし、教育の問題については、牧口会長、戸田会長、すべて教育者でありますし、教育

の問題を取り上げられたというのは非常に私も理解を得るところがあるわけでございます。

前段で教育長から答えをいただいたわけですが、もともと子ども議会というのは65年前にGHQの指導のもとに全国に広められたわけでございます。なぜか福岡県は少ないわけです。熊本、大分では、非常に多くの市町村が子ども議会をやっておりますが、福岡では八女市ぐらいと大木町が議会傍聴程度で終わっておるようでございます。どういうことか、意味はちょっとわかりませんが、福岡は子ども議会は少ないということでございます。

先ほど教育長が申しましたように、するとかせんとかということじゃなくて、やれる時間があればやってみたいという思いはあるわけですが、いずれにいたしましても学校との協議を十分教育委員会サイドでさせまして、やらしていきたいと。主催するところは、全国的に見ますと、やはり教育委員会が一番多いようでございます。その次に議会というところが主催といたしますか、主管をしていってるとというのが非常に多いような気がするわけでございます。

目的といたしましては、子供たちが身近な問題をみずからの手によって解決させる、そういうことを主体とした会議であるということ的位置づけて、GHQが子ども議会というものを指導のもとにやらせたというところがございます。子供に限らず、女性議会というのもやっているところも幾つかあるようございます。

お答えにつきましては、教育長が言いましたように、学校現場と十分話し合いの中で、するかしないかの結論を出していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

議長（三角 良人） 田ノ上議員。

議員（1番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございました。主体者の問題、そしてさまざまな課題があるということは、今聞かせていただきまして、承知するところです。

開催の熱意は変わらぬものがございますが、拙速は避けるべきであると思っておりますので、しっかりとまた研究を深めて、そしてまた討議のもと、一歩ずつでもいい形に持っていけたらというふうに考えるものでございます。提案に理解を示してくださり、大変にうれしく思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 今おっしゃったように、子供たちは本当にいい意見を持っております。青年団OBを中心として、学校の副読本「わたしたちのまち須恵」というのが昨年の3月につくられたわけです。これの後ろの方に、子供たちの意見というのがずっとあるわけです。本当にいい意見を書いております。目線も、いいところを指摘しながらやっております。本当に純粋な子供たちの意見は、何らかの形で町政にも反映させていきたいというふうに思っております。

議員（1番 田ノ上 真） ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。

議長（三角 良人） 5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。5番議員、田原重美です。新人議員として、初めて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

台風12号の影響で、四国、紀伊半島では大量の雨で大きな被害が出て、多数の死者、不明者が出ています。ここでお悔やみ申し上げます。

昨今の須恵町の行財政の取り組みは積極的で、町民の理解を得ているところです。中嶋町長の3期目の抱負でも述べられたように、攻めの方向性を打ち出されています。そこで、町長がかねてより進めてこられた第二幼稚園の開設がいよいよ迫ってきています。第二幼稚園開設に当たり、子供さんの安全安心、人命を尊重することを第一に考え、次の問題点を指摘し、その対応策について質問いたします。

私の記憶では、たしか宇美川が氾濫して、吉原地区が床上浸水して、後々、裁判ざたになった日だと思います。その日、市場の帰り道、どこを通っても水没地域が多い中、レインボーロードが新しくできて道幅も広いので安全だと思い、通行して自宅へ帰る途中、トヨタカローラの信号を通過してすぐに、大量の水の中にバスが1台水没しているのを目撃いたしました。バスは車輪が見えないほど水没していました。

また、5年ぐらい前、高速高架下で3台続けて進行中、1台、2台、3台と水没して、3台目の車に荒木議員が乗車中で、どうしようもなかったそうです。その結果、車は廃車になったそうです。

このような大量の水が押し寄せる旅石宮ノ下地区第二幼稚園建設予定地付近は、今日の異常気象、地球温暖化の影響でゲリラ豪雨がたびたび降って、高速カルバートの水路から多量の雨水があふれて、高速高架下では大洪水が発生している状況であります。

その水没地帯付近に第二幼稚園を建設なさるならば、当然ゼロ歳から6歳の子供さんを預かる以上、子供さんの安全安心、人命を尊重することを第一に考えるならば、高速手前交差点付近では1.5メートルから2メートル以上のかさ上げが絶対条件になるのが強く訴えます。また、交差点付近の水路の排水は、どのように対処なさるのか。

また、東幼稚園とかやの保育所の跡地についてお尋ねです。この両施設は地域に還元なさるのか、それとも地元の理解を得られて売却なさるのか。今現在では、東幼稚園の送迎で駐車トラブルがあると聞いていますが、今後、第二幼稚園を建設なさるときは、駐車スペースを多目にとって、駐車トラブルがなきよう配慮願います。

また、私の提案ですが、かやの保育所は高台にあって、今日の異常気象でゲリラ豪雨がたびたび降って、大雨の避難場所には、地元に残してもらえたら地元の人たちは助かると思いますが、

いかがでしょうか。

第二幼児園の運営方法についてお尋ねします。町が主体で運営なさるのか、それとも民間に委託なさるのか、運営方法についてお尋ねいたします。また、第二幼児園の開園の予定はどのようになるのか、何年をめどに開園になるのか、お尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをいたします。

もともと第二幼児園の建設につきましては、かやの保育所、それから東幼稚園の老朽化、改築を必要とする時期が来ておるということから改築しよう。それから、もう一点は、幼稚園に子供さんを預けられる数、保育所に預けられる数、それが以前からは逆転しておると。いわゆる女性の社会参加、就業率が高まったという関係から、保育所の方が非常にニーズが高いという状況でございます。

そうすると、保育所の方を多くつくらなければならないと、そういうことが考えられるわけですが、これから社会の変化がどのような方向で行くかわかりませんが、いずれにいたしましても、国の方の考えもでございますが、幼稚園と保育所、同じ子供を同じ施設の中で教育、保育をさせるということは的を得ているというようなことから、幼保一元化という政策が五、六年ぐらい前からやられてきたわけございまして、当時、私は教育課長、今の教育長が福祉課長ということで、今の副町長が収入役だったと思うんですが、命令を受けていや教育長だったんですかね、命令を受けて先進地の視察に行ったことを思い出しておるわけございまして、そういったことから、幼稚園と保育所を合築して幼保一元化することが、同じ須恵町の子供たちの教育にとっていいという判断のもとに本町では幼保一元化を進めて、今、第一保育所と西幼稚園をいわゆる第一幼児園という形でやっておるわけございまして、町によってはいろいろと問題を起こしておるようです。隣の粕屋町あたりにしても、そういう問題については非常に難しいということのようございまして。

なぜかというのはあるわけございまして、本町はそのことの方に持っていかうということで、以前からその政策をしてきておったというのが強みであるわけございまして。

では、質問にお答えをしていきたいというふうに思いますが、用地取得につきましては、本来は民営、民設民営でいこうとしたわけございまして、税務署との協議の結果、財政、税法上の優遇措置が受けられないということになりまして、運営方法としては公設公営でいきたいというふうに考えております。

現在、計画地の農地転用、あるいは開発事前審査の申請中でありまして、許可がおり次第、売買契約、あるいは所有権の移転登記を行っていきたいというふうに思っております。また、工

事関係につきましては、農地転用、あるいは開発許可がおり次第、造成工事に着手していきたいというところでございます。今回、その予算も上げさせていただいております。

それから、9月中、今月中に、コンペ方式によりまして、建築設計業者の選定を行いたいというふうに思っております。そして、実施設計に移っていくというところでございます。それから、造成工事、建築設計につきましては、先ほどいいましたように、本議会で補正予算をお願いしておりますので、よろしく願いをしたいというところでございます。

ここまですを23年度事業として、来年度当初予算で、今度、建築工事の予算を上げさせていただいて、24年度中に建築を終了し、25年度から開園ということにしたいという思いでございます。

それから、事業費等の問題ですが、これにつきましては合屋議員の質問と若干関連があるかと思うんですけども、総事業費を約7億8,700万円と見込んでおります。内訳といたしましては、用地費が2億900万円、それから造成設計及び工事費が1億3,000万円、建築設計及び工事費に4億5,500万円、備品購入費に2,000万円を大体めどとして計画をいたしております。

先ほど言いましたように、公設の場合は補助金が出ません。それから、民設の場合は補助金がありますので民設と思っておりましたが、土地の取得の関係で税法上の優遇措置が受けられないということから、公設公営ということですから、何ら一切の財政援助はありません。すべて自主財源でいくというところでございます。

それで、保育所、それから幼稚園の跡地はいずれ売却したいと、そして財源の一部に充てたいという思いでございますが、東幼稚園のほうは駐車場を含めまして、売却益が2億5,000万円程度なのかなというふうに試算をいたしております。そして、差し引きますと、5億3,700万円が要るわけでございます。そのうち3億2,550万円を起債、借金でいこうと、残りの2億1,150万円がいわゆる純然たる一般財源ということになるわけでございます。

それから、借金をして、借金がふえるじゃないかという話でございますが、24年度で運動公園、スポーツ公園、わかすぎの杜、その起債償還が終わってしまうわけでございますので、その分の償還の額を幼保一元化の施設に充てたいというところでございます。運営につきましては、先ほど言いましたように、民設民営を考えておりましたけれども、公設公営でいくというふうに考えております。

それから、国においても子ども・子育て新システムという中間まとめが出されまして、すべての子供の健やかな育ちと、結婚、出産、子育てへの希望がかなう社会を実現するため、以下の3点を目的とする幼保一体化を推進するという今の民主党政権の考えでございます。1つ目は質の高い学校教育、保育の一体的提供、それから2番目に保育の量的拡大、いわゆる待機児童を

なくしていこうということでございます。それから、3番目に家庭における教育支援の充実を図ろうというふうなことでございまして、これからはお一層、幼保一元化の施策が充実してくるといふふうに希望的観測を持っておるところでございます。

それから、水没の件でございますが、先ほど言われましたように、平成21年ですか、7月の大雨の際、高速カルバートの下が1メートルぐらいの高さまで水が来たということでございます。その水の量も、今御指摘を受けましたように、高速道路、駐車場側からと乙植木側からのちょうど一番低いところにあの位置が当たるわけで、水が集中するわけでございます。

私は、鹿児島で大雨のときに、ちょうど道が通れなくて、加久藤峠を通過していったわけでございます。ループ橋を通ったときに、側道にあります水のいわゆる水を出すところ、通常は降っても霧雨のように全然見えませんが、その大雨のときは柱になっておりました、その水が。だから、いかに道路といえども、集中してその1カ所に集まるというのを、水量の多さにはびっくりいたしました。何本も柱が立つと、そのように雨が降っておる状況でございます。

それで、西の高速道路のほうでは、須恵パーキングの方の水が集中して流れてくると、その辺の水の分散化について、建設課のほうで協議を進めていくということを考えております。

それから、もう一点は、その側道の横にいわゆる中継ますといいますか、一たん水をためて、そして酒水園の方に酒水園の水を希釈する用水バックといいますか、大きなというか、余り大きくはないけど、池が川の横にあるわけです。それをパイプで引いて、一時そこにほうり込もうという考えと。

それから、もう一点は、これも実施をいたしておりますけれども、行瀬水路を20センチ上げたわけですが、今回、決算の中でその話が出ておりましたが、水路のかさ上げを20センチやりました。それから、その上にあります新大福からのそれが放流水路になっておりますが、そこを旅石農区のほうにお願いいたしまして、調整池としての役割を果たしていただくということで、ちょうど雨期に差しかかるときには水量をずっと落としていただいて、大福からのオーバーフローの水が出ないようにしていただいております。これは昨年からですか、実施をいたしております。

そのことによって、ある程度の緩和はできますが、言いますように、構造的にあの道は、私が聞くところによりますと、高速道路の設計ミスがあったと、いわゆるカルバートの位置の方向も振りもおかしいと、高さも20センチ、何か下がってしまったという設計ミスというか施工ミスというか、何らかがあって、担当者の方はその後すぐ飛ばされたというような話も、それは本当かどうかわかりませんが、そういううわさを聞いたことはあります。どうしても構造的にあそこが下がっておるところに問題があるわけです。

自然にその水を流していこうとしても、川のほうが満水状態のときは高くなって、そのまま流

れないと。だから、一たんどこかにいわゆる水をためて、それからポンプアップしてやろうと。たまたま、酒水園の希釈するプールといいますか、そこに池があると。そこまでそこからパイプで持ってくれば、行瀬水路の水路と、もう一つ、高速道路側に水路があるわけですが、それが合流しているところにその問題が起こってありますので、それを分散させることによって水が緩和できると。

それから、もう一点は、カルバートの下は1メートルぐらい水がたまっておるんですが、旅石のグラウンドの横の道までは陥没していないということですから、側道は若干問題がありますけれども、大雨が降っても、園児を送り届けるのに交通道路といいますか、それには問題はないというふうなことでございます。それから、そこは1.5メートル程度、今の地盤高からかさ上げて、埋立造成をする計画にもいたしております。

以上、飛び飛びでございましたが、質問内容は全部言うたかいな、また落としておりましたら再質問で、よろしくをお願いします。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） ありがとうございます。今、聞きますところによると、町長のほうでも町のほうでも1.5メートルのかさ上げをするというお約束でございますので、よろしくをお願いします。

再度、確認です。当然、ゼロ歳から6歳の子供さんを預かる以上、子供さんの安心安全を、人命を尊重することを第一に考えて行動を起こしてほしいと思います。よろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

議長（三角 良人） 9番、今村桂子議員。

議員（9番 今村 桂子） おはようございます。のどを痛めておりまして、大変お聞き苦しいとは思いますが、よろしく願いをいたします。9番議員、今村桂子です。

町長を初め職員の皆様には、節水を呼びかける反面、水の使用量が減ると収入が減るといふ、相反する状況に苦慮されながらも、町民の方々に安心安全な水の供給のために、日ごろから力を注いでいただきありがとうございます。通告に従いまして、石綿セメント管布設替えの進捗状況等について質問をいたします。

石綿、いわゆるアスベスト繊維とセメントを原料として、整形、養生して管状にした石綿セメント管は、耐用年数が短く、他の管材料と比べて老朽化したときの強度が著しく低いため、漏水の大きな原因となっています。昨年も、トラックなどの通過により、老朽化した石綿管の破裂による漏水や断水が数回発生し、急な工事を行っています。

日本では、1985年9月より、石綿セメント管の製造は中止されています。石綿セメント管

を使用している水を飲むことによる健康被害は無視して差し支えないとの見解が出ていますが、近年、アスベストが問題となる中、町民の中には健康被害を心配される方もいらっしゃいます。

須恵町においても、計画的に鑄鉄管に更新されています。現在、工事のコスト削減のため、下水道工事とあわせての布設替えを中心に行っていますが、当初の計画では、23年度までに、いまだ残る石綿セメント管の布設替え事業を行う予定となっておりました。しかし、財政的な面から下水道工事等のおくれなどもあり、現在の石綿セメント管布設替え事業の進捗状況をお聞きいたします。

残りの長さ、改修率、残りの場所、今後の計画、完了予定はどのようになっていますか。残りの石綿管を鑄鉄管に改修するとすれば、予算的にどのくらいかかりますか。

また、皿山歴史資料館付近の一部地域に送っている水について、カビ臭いなどの声も耳にしますが、高い位置にあるため、中継ポンプ、タンクを通していていると思います。保健所の検査などもあると思いますが、水質検査の回数、タンクの清掃などはどのくらいの間隔で行っているのか、お尋ねいたします。

議長（三角 良人） まず、今泉上下水道課長に答弁を求めます。

上下水道課長（今泉 智明） それでは、石綿セメント管の布設替え進捗状況について御説明させていただきます。

水道管の老朽化による漏水事故は、平成20年に多発した箇所が石綿セメント管理設管であったため、厚生労働省の補助事業対象の石綿セメント管更新補助事業に該当するので、平成21年度から3カ年の整備計画を立てました。工事計画箇所につきましては、当時、下水道整備の5カ年計画区域外の重要な管路を対象に、平成21年度から施工議案を計上いたしまして行ってきております。

また、特に、同整備箇所が3カ年の計画の中の南米里地区及び新原地区の漏水が多発いたしましたため、その年の施工議案を変更して、布設替えの工事を行ってきました。平成23年度で、危険箇所のセメント管布設替えを終了する予定でございます。

また、石綿セメント管の更新事業自体が平成21年度で時限事業とされているので、今後は下水道にあわせて改良していく計画でございます。

漏水の調査でございますが、年間の調査は、下水道未整備地域を対象に、年間約30カ所を発見して修理をしております。また、布設替えの状況でございますが、平成7年度に調査いたしました石綿セメント管の総延長が22.1キロでございました。平成23年度末で、残り4.8キロとなる予定でございます。進捗率は78%です。

それから、皿山配水池の水質、清掃に関する件でございますが、水質につきましては、通常、配水池に送る分につきましては佐谷浄水場の出口検査と、管末で乙植木の格納庫及びアザレア幼

児園で採取し、水質検査を毎月交互行っております。配水池を設けております施設の水質検査は実施しておりませんが、今後、定期的な検査を行い、水質監視していくように考えております。

清掃につきましては、平成17年、それから平成22年の5年周期で、各施設の清掃を実施しております。今後は、水質検査の結果や目視による点検で、清掃時期を決定したいと考えております。

御質問の受水槽でございますけれども、受水槽自体は、10トン以下の受水槽につきましてはこれは個人管理となっております。通常のアパートとか高層ビルに設置されました受水槽につきましては、年内の清掃1回及び水質検査を実施するように、水道条例の中で規制をさせていただいております。それは平成14年に、この施設の個人管理をするように、条例で規制させていただいております。

それから、石綿管の残っている箇所につきましては、現在で場所的には筑紫野・古賀線の県道新原北交差点から戸田建設までの間が大きな管で、100ミリの石綿管が残っております。それから、須恵東中学校下、火焼水路に沿いまして農業水路が尾黒池へ入っておりますが、通常須恵地域の通学道路になっておるところに石綿管の200ミリが入っております。これは、先ほど申しました、今後の下水道計画に合わせて、切りかえさせていただきたいというふうに考えております。

それから、南米里の公民館横の交差点から佐谷の一ノ瀬まで、この区間が200ミリの石綿管が現在入っております。ここにつきましても、漏水調査が何力所かありましたけれども、管材には影響ありませんので、下水道整備にあわせて、布設替えをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、工事費用でございますが、通常100ミリの石綿管の布設替えにつきましては、メートル3万円から4万円かかります。150につきましては、5万円から6万円かかります。200以上になりますと、県道でありますので、やはり7、8万円のメートルの費用がかかるというところで、これから先の残っている事業についての試算はやっておりませんが、今後、下水道の整備にあわせて、整備、布設替えをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 前段については、担当の上下水道課長から説明があったわけですが、要するに水道事業、本町では昭和40年代から水道事業が始まったわけですが、そのころは石綿セメント管が主流でありまして、それを使ってやっておったと。下の方、いわゆる須恵から下ぐらいのところは下水道工事が早く着手できましたので、それにあわせて埋設替えをやってきたわけですが、国のほうの補助金が非常に少なくなってきたと。ことしなんか

は、国の補助を下水道については1億円を切るという少ない額の予算でございまして、私どもの計画から随分と長い年月がかかっておるわけでございます。

そういったことから、3年前からは、遅れるところについての漏水も含めて、石綿管を鋳鉄管に変えるということを独自にやっていったわけでございますが、今後は、余りにも大きなもので、費用的にも高額なものになりますので、下水道の入れかえ時点でやっていこうという計画でございます。

今、そういうことで、鋳鉄管に変えまして、有収率といいますが、いわゆる漏水を含めて、100%が一番いいんですが、100%というのはどこの水道企業体もないと思いますが、95%を上回っておりますので、非常にいい状況ではあります。以前は93とか92とかということで、漏水も数多くあったわけでございますが、そういったことで今は順調な状況でいっております。

それから、もう一点の中継槽の清掃について、平成14年から、家庭用とか10トン未満については条例をつくって厳しく規制をしておりますが、町の施設については5年周期ぐらいでしかやっていないというふうなことでございまして、指摘いただきましたカビ臭いというにおい、そういうことも考えられるのかなど。

だから、今後は目視だけではなくて、やはりちょっと周期を早送りして、清掃に当たりたいというふうに思っておりますが、中継槽が1槽になっている関係から、完全に清掃するということは断水せないかんという状況が起こってくるわけでございますので、今、ロボットを入れて、ロボットで掃除をさせているという状況でございますので、いずれにいたしましても、やはり須恵町の水はおいしいと、安全でおいしいというふうな評判を得ておりますので、その地域によってですね、そういうことが出ないように、水道事業についても、町民の皆さんの安心安全のために頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 本当に水というのは、毎日使うものでございますし、本当に、体の中に入っていくものでありますので、安全安心がやっぱり第一だと思います。かび臭い水というのは、やっぱり人間、自分たちも飲みたくないというのが本当であると思うんですけども、周期が5年に1回ということで、本当に長い時間、その同じタンクの中で、そのタンクを通して水を飲むというのは、非常に大変かなという思いで、今町長が言われましたように、周期を短くしていただけるということで、やはり安心じゃないだろうかと思います。

そして、やはり、目視だけじゃなくて検査のほうも、しっかりとやっていただきたいと思っております。

それと、布設替えの件に関しまして、本当に災害等がたくさん起こりまして、下水道の工事もおくれておりますし、石綿管に関する補助対象というのも、前は延び延びでどんどんどんどん先送り、長く補助があったんですけども、災害のほうにお金を使われるような状況の中で、非常に補助がなくて大変だろうとは思いますが、例えば今見ている中で、南米里・佐谷・一の瀬線ですか、この辺はトラックもまた通ったりとか、車も非常に多いと思うんですね、車で、そういう中でやっぱり石綿管も、ちゃんと把握が何年度に石綿管を布設して、変えたという状況等は非常にわかれていると思いますけれども、その辺で、耐用年数というんですか、それがどのくらいの時期に来ているのか。で、トラック等が通ったときに非常に破裂するというのが状況が多いんですけど、その辺で、まだ言われたような状況のところは、下水道は通るのが、10年ぐらい先じゃなからうかと思っております。

そういう中で、10年先に、変えるというのもちょっと疑問なのかなということをおもいますが、その辺の状況等ですね、緊急じゃないところかもしれませんが、徐々に下水道工事以外でも変えるところがまだあるんじゃないかということをお尋ねしたいと思っております。

それともう一つ、ごめんなさい。今、地震等来て、非常に石綿管等が割れて、漏水等起こるといような状況等あります。確かに、福岡の方は地震が余りないので、そういう状況も余り考えられないとは思いますが、そういう中での、その石綿管の布設替えという耐震ということに関しても、ちょっとお尋ねいたします。

議長（三角 良人） 今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） ただいまの御質問の部分で耐用年数でございますが、石綿管につきましては、25年でございます。

で、これまで内面の、耐用年数が25年でありましても、内面の部分が腐食、振動とか、先ほど言われました振動等で影響がなければ、外部が悪くても内部はしっかりしております。というのが、これまで漏水の事故があったところについては、やはり昔埋設された部分でございますので、耐数というか、管に対する土圧、そういうものの措置がなされてなくて、石の上に乗ったというところで破裂してきております。いま現在、交通量の多い南米里地域につきましては、もとの県道から須恵中学校までのルートは全部完了いたしましたので、南米里地域から今度佐谷地域につきましても、これ以前埋設された部分で、数箇所漏水がありましたけれども、管材自体が、まだしっかりしておりますので、ここ数年の間は大丈夫じゃないかという判断をしております。

で、下水道等整備にあわせて、私どもも計画していきたいというように考えておりますけれども、実質的な、これ以上下水の整備が来るまでの間もたないというところにつきましては、再度調査いたしまして、今後の水道の布設替えについての計画を立てていきたいというように考えて

おります。 以上です。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） しっかりと石綿管の布設場所、布設時期、詳細に把握をされていると思います。

で、25年が一応耐用年数ということで、25年といたらもう大分昔に多分布設をされていると思うので、とくに過ぎている時期だと。破裂したところを調べると内面まではいっていなかったというのが現状であるということ。石綿管というのは、本当に見ましたら、ぼろぼろになった老朽化した管は、手で触ると壊れるぐらい老朽化が激しくなるという、最初にちょっとインターネットのほうで見ておまして、非常に何か怖いと思ったんですけども、管が割れたときに、アスベスト等も中に入っているんで、そういうのも入り込む可能性もあるわけですね、粉碎したとき。そういうこと等も非常に怖いところだと思っております。

そして、今言われた南米里・佐谷線ですか、これは数カ所が漏水をしていると、していたということと、数年は大丈夫であろうと。ところが、この辺に関しましては、先ほど言いましたように下水道というのは10年先ぐらいかなと思うんですね、その地域に関して。だからその辺の計画等も、予算的な面もあるとは思いますが、検討をしていただけるかどうかですね、ということをお聞きしたいのと、ちょっと私もわからないんですけど、今本当に地震等の耐久面というんですか、地震が起こったときに、今残ってる石綿管が崩れる可能性っていうのは、どれぐらいあると課長の方は思われてますか。

議長（三角 良人） 今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 地震に対しましては、はっきり言って私もわかりません。しかし、これまで埋設してきてあったら、石綿管自体については、須恵町は地震で破損したところはありません。ですから、地層的な問題がありまして、やはり柔らかいところで地震が発生しますと動きます。しかしながら、須恵町のいま現在残っているところについてはですね、地山の中に入っておりますので、通常下水を埋設したところに対しても、埋め戻すとかいう形でやっておりますけれども、下水に対しても、地震で破損したところはありません。ですから、ここ何年もてるのかということは断言できませんけれども、須恵町の地層からいったら、まだもてるという私は判断をしております。ですから、これから先の下水道台帳及び水道台帳をもとに、今後の整備計画を練っていききたいなというように考えております。

以上です。

議員（9番 今村 桂子） 漏水箇所の点検とか、しっかりしていただいて、今言われたみたいな水質検査もやっていただきながら、本当に町民の方たちが、安心して安全に飲めるような水を、これからも提供していただきたいと思っております。

以上で質問終わります。

議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。休憩に入ります。あっ、済みません、10時5分です。

午前9時54分休憩

午前10時05分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、合屋伸好議員。

議員（8番 合屋 伸好） 8番議員、合屋伸好でございます。質問に先立ちまして、今回の台風12号に伴い、紀伊半島を中心に降った記録的ともいえる豪雨は、さきの津波被害を思わせるような、甚大なものとなりました。被害に遭われた皆様方には、お悔やみとお見舞いを申し上げます。これはですね、とてもよそ事とは思えないことございまして。特に、当町では。治山ダムとかの措置を十分に講じられておるところでございますが、ああいった深層崩壊という現象が起こりますと、とてもこの想定を超えてくるのかなというふうに思います。常に想定以上の心構えを持っていただきたいというわけですが、この想定を超えなければ災害にならないというわけでございますので、そこをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問内容を、こちらのほうにどちらかというに変えたいなというふうに思っておりましたが、そういうわけにもいかないわけでございますので、仕方なくではありませんが（笑声）、通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

早速であります、当町の財政調整積立金の状況、これ前回お示しいただきましたが、20億円に戻ろうかというところであろうかと思ひます。また減債基金を加えますと、さらに上乘せになっているということで、六、七年前ほどに戻ったところかなというところじゃないかなというところでございます。これは執行部の努力と町民の我慢のたまものではないかというふうに思っております。

そして、これからこの補助金等の低下した財政の立て直しに向けて試行錯誤が始まるのかといった矢先に、東日本の地震、津波、原発の被害に加えまして、今申し上げました、紀伊半島を中心とした台風12号に伴う、豪雨による地盤崩壊等の災害が起こり、個々のみならず、全国的に予断を許さない状況が生まれたということであろうと思ひます。須恵町ももちろん、この対象外

ではないというわけでございます。

このような状況下におきまして、国や県の補助、助成等の低下、これが危ぶまれる時期ではございますが、当町にとりましては、朗報ともいえる整備が数件予定されております。中でも、以下2件の整備については、もはや、当町には必要不可欠なものになっているといったところであろうかと思えます。しかし、これには、当然。相応の予算措置が必要になるということでございます。

まず、2件中1件目でございますが、第二幼稚園、田原議員と若干かぶろうかと思えますが、タイミングよく東幼稚園とかやの保育所の老朽化に伴うといったものでございますが、幼保一元化の対策と申しますか、政権変わって幼保一元化が一体化というようでございますが、どうも一元化で慣れておりますので、以下、こちらの方に間違える可能性が十分にあると思えますので、よろしく申し上げます。

少々おくれぎみであったものの、着実に進んでいるようでございます。しかし、先ほどありました民設民営の予定が、公設公営に変更がされ、用地買収に加えまして、今議会では、造成工事費の補正、さらには、建設費や外構工事費、これに伴う設計管理費、プラス備品費等と、現時点では約8億円ですね。さっき詳細な数字言われましたが、8億円弱の予算が試算されているというところでございます。さきの6月議会で報告を受けておるわけであります。

また、これに加えまして、2件中の2件目、県道志免・須恵線の整備でございますが、これは須恵スマートインターチェンジのアクセス道路でございます。先日、促進期成会の会議に出席をさせていただきましたが、地権者の御理解、そして関係各位の御努力により、平成25年度開通に向けて、これも着々と進んでるもようでございます。

しかし、これにも一時的に用地買収に係る約1億円、前回議会では1億1,000万円の補正でございましたが、これが必要となってこようかというところでございます。

また、県道に昇格いただきまして、県の予算での整備というわけでありますが、もちろん、町の負担もあるといったところでございます。

そこで、これに少しでも対処するべく町有地の売却処分に、今回目を向けさせていただいたわけでございます。事前に、現在の所有地の数や面積をお示し願うよう通告をしておりますが、これらのすべてが、その処分に値するということはないということは承知をしております。

また、現東幼稚園、かやの保育所や乙植木にあります町営住宅跡地の売却、これも想定がなされているのだろうということも考慮いたしております。

また、その土地の性質上、それぞれ異なりまして、だれにでも売ればいいというものではないわけでありまして、用途や、当然、価格も厳格な審議が必要ということでございます。今回は、これらの審議に値しづらいような、のり面や土手といったいわゆる残地と言われる物件や。また、

需要者が限定されるような飛び地などの、欲しけりゃ売ってもいいですよというふうに思っているような物件を、よかったらどうぞ、買うてくださいということにはなりませんかというのが質問でございます。もちろんそうなりますと、条件の緩和。そして営業力というものが必要になってこようかというふうに思います。

ここからが本題であります。まずは条件ですね、つまり価格のことでございますが、基準に準じた公平な価格を提示するといったようなマニュアルに従ったものを。もう少し崩せないかということでございます。また、できるとするならば、どれほどなのかということが1点でございます。

そして、それを民間業者の手を借りて、いわゆる営業努力ができないのかという、この2点について質問をいたすところでございます。事前に、五、六物件の具体例を提示をさせていただいておりますが、これらの1件1件に対して回答を求めるというものではございませんので、御了承いただきたいと思います。これはほんの一部であろうかと思えます。総体的なですね、お考えをお示しいただければというふうに思います。これ土地が売れますと、そこには当然税金が発生して税収が見込まれるということにもなるかと思えます。物件によりましては、微々たるものになるのかもしれませんが、ないよりはいいだろうといったところでございます。

以上、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（三角 良人） まず、吉松まちづくり課長に答弁を求めます。

まちづくり課長（吉松 良徳） 答弁いたします。町有地の処分につきましては、町有財産管理委員会で売却の有無、価格、諸条件を審議し、実施しています。処分の対象となりますのは、町が積極的に公募し、一般競争入札を実施する場合と、本人の申し出による場合があります。前者の場合は、普通財産、いわゆる町が公用または公共用として供する財産以外の財産で、特定の用途または目的を持たず、貸し付け、交換、売却、譲与などをしたり、私権を設定したりすることができる土地が対象となり、即、土地利用が可能となります。

また、後者の本人の申し出による場合につきましては、町有地払い下げ申請書を提出していただき、公用を廃止しているか、処分、対象者は単数か複数か、境界の確認はどうかなど、さまざまな視点から議論、調査が必要で、処分までには幾つかの課題をクリアしなければならないことがあります。

また、価格につきましては、土地の評価額、現況地目、近隣の売買事例、その他諸条件を総合的に判断し、町有財産管理委員会に諮り決定されます。現在、委員会内部で定めている基準に対して、極端に安価にすることは、住民に対する説明責任を果たせず、本来得るはずの収入を失うことになるやもしれません。

なお、幾つかの事例においては、土地の購入を希望されても、土地の売買価格より、原因者負

担となる測量費用が、その質の形状により膨大となることから、購入を断念されるケースもあります。民間業者の情報提供につきましては、銀行の不動産関係部署、また、過去に処分をしたことがある業者が、窓口に来られたときには実施をいたしております。そのことで、処分まで進んだ事例もあります。

次に、議員御質問の四つの項目について回答をいたします。

まず、現在の町有地の状況でございますが、約4,700筆、面積460万平方メートル。ただし、これはあくまで登記されているもので、平成16年に国から委譲を受けて、未登記である里道、水路等については含んでおりません。

2番目に、町有地のうち処分可能な町有地はということでございますが、売却可能な候補地は幾つかあります。筆それぞれ条件が違いますし、関係部署と慎重に協議しなければなりませんので、ここで提示することはできません。

3番目に、時価の優遇措置についてでございますが、町有財産管理委員会で審議し、提示する金額でございます。具体的に示せる優遇措置はありません。

4番目に、民間業者の介入についてということでございます。銀行の不動産関係部署への案内や窓口での情報提供を実施をいたしております。また、先ほど御質問の中にもありましたように、町営住宅跡地につきましても、近日中に入札をする予定でございますし、田ノ上議員の質問の中にもありました東幼稚園、かやの保育所の跡地につきましても、今後ですね、前向きに売却を進めていきたいというふうに思っております。不動産事業担当課として、鋭意営業努力を継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 課長、ちょっと訂正して、田原議員やろ。

まちづくり課長（吉松 良徳） 田原議員、あっ済みませんでした。失礼しました。田原議員でございます。

議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをさせていただきますが、その前に、いわゆる町有地を払い下げるということになりますと、公益性というものが働くわけでございます。私益で判断はできないと。だから、その人の土地を安く、特別安くするとか、そういうことはできません。これは公益性を持ってあるわけでございます。

また、質問についてもですね、この質問要旨の中にはありませんが、別添の資料を見ますと、一企業だとか一個人の意見、そのことを一般質問として、いわゆる公の場として出すこと、これも公益性に反する問題であるわけでございます。だから議員各位御認識していただきたいというのは、公益的な立場にある者は、公益的なことについて質問し、答弁をしていくというのが、筋

ではなかろうかというふうに思っております。

で、今、吉松まちづくり課長から説明があったようでございますけれども、いわゆる私どもの試算といたしましては、平成22年度に財政調整基金がゼロになるということをシミュレーションしておりました。で、22年、23年大変なときが来ると、だから、私どもは、合併を進めていかなければならないということで、当時の議員さんの全議員さん賛成のもとに、合併について同意をいただいたわけでございます。

しかしながら、合併が成立いたしませんでしたので、私どもは、行政改革集中プランという計画を立てまして、先取りして、行政改革を大胆に実行してきたわけでございます。おかげさまで、平成21年、22年、23年と当初予算で財政調整基金を取り崩すことなく、また、決算において、財政調整基金に繰り入れるという状況が起き、いわゆる財調も、先ほど合屋議員言われたように、六、七年前の状況に戻ってきたという状況でございます。

この恩恵はですね、いわゆる、麻生さんの最後のときに、75兆円という補正予算を組んで、景気を回復しようということに尽きるわけございまして、本町においては、町県民税は若干下がりましたけれども、法人税とか、いわゆる固定資産税というのは、上がったわけでございます。

また、いわゆる大事な国の2割を占めます交付税、これが大幅に上がったことによって、地方は生き延びたわけでございます。小泉、竹中政権の5年5カ月の間に、地方は三位一体の改革によって、さんざん苦しめられたわけでございます。しかしながら、それを回復する、いわゆるもとに戻すところまでやってまいったわけでございます、それも、先ほど合屋議員がおっしゃったように、町民の皆さん方の辛抱と議員各位の御支援、それから職員の努力によって、これがクリアできたわけでございます。そのことによって、23年度からは、私は、積極的な行財政の運営を進めていくということを申したわけでございます。

で、県道のいわゆるETCまでの連結道路、1.1キロメートル、これを建設課の職員の努力によって、いわゆる県道に格上げしていただいて、県の予算でやっていただいたわけでございます。

しかしながら、トヨタカローラの真ん中を突き抜けますので、残地の約1億円程度の土地が残るわけでございます。これを速やかに解決しなければ、道路の開通がおくれるということから、町費を約1億円を投じて購入しよう。いずれここが開通しますと、1億五、六千万円にはなってくれるという見込みを立てての投資という金を出したわけでございます。

特に、上杉鷹山が言いましたように、いわゆる自助、共助、扶助という精神、まず、みずからのことはみずからでやろうと、お互いのことをお互いでやろうと、そして最終的に、国なり、地方自治体でお願いせねばならないことは地方自治体でしょうと。だから、国や地方自治体が何をしてくれるかということではなくて、いわゆるみずからが。地域社会にとって何ができるかとい

う、ケネディ大統領のあの演説の言葉を思い起こしていただきたいと、今はそういう時代ではなかろうかというふうに思うところであります。

で、町有地の売買につきましても、若干細かくではありませんが、数挙げますと、昭穂区の、あそこの水戸緑風会の前3筆、それも完売できました。それから、泰平老人病院の入り口、それから、皿山公園、町営住宅の跡地ももう契約ができるというところまでいっております。それから、須恵中の下の土地については、借地で、これからいわゆる買い物難民のために提供していかうということを考えております。それから、B団地内の町有林、それから、最終的には東幼稚園、かやの保育所についてもですね、将来は売却していかうという考えでございます。

で、売却だけじゃなくて、やはり、町民のために町が買わなければならないという土地も幾つもあるわけでございます。昨年ですか、あの補正予算を組ませていただきました、いわゆる水源涵養として、佐谷の財産組合の土地を購入させていただきましたし、今度は南米里の公民館の横、道路が狭隘で交通の何と申しますか、困難というところがありますので、その土地を売却して、道路を拡幅しようということも考えておりますし、それから、篠栗町外5町の財産組合の土地、あるいは今要望が出ております須恵区のゲートボール場跡地、あるいは、第二幼稚園の土地も今、購入させてもらってるという状況でございます。

で、本町ほど町有地を売ったり、また町民のために買ったりという土地の動きをしている町は、ほとんどないわけでございます。よその町は、公募をかけましても決して売れないというようなことも町長さん言ってありました。本町は、本当に地の利と申しますか、これは天・地・人という言葉にもありますように、やっぱり地の利がいいというふうに思います。だから、土地が売れていくという状況でございますし、今、人口も、私の10年間、過去10年間よりも、前に増して人口の伸びがきております。やはり人口が伸びるといのは、活性化していく第一の要因ではなかろうか。これはやはりETCの開通のおかげではなかろうかというふうに思っておるわけでございます。答えになりませんでしたと思いますが、回答については、まちづくり課長から話があったとおりでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 町長、確認しますが、南米里のところは買収ですか。

町長（中嶋 裕史） はい、買収計画を。

議長（三角 良人） 売却と言った。

町長（中嶋 裕史） あっ、買収です。

議長（三角 良人） 買収ですね、はい。買収と、訂正しておきます。

合屋議員。

議員（8番 合屋 伸好） お答え感謝いたしますが、今回財調の取り崩しがまた補正予算で出

てるわけですね、3億円ほどであったと思いますが。何かせつかく戻ったのにまたなのかというようなところがございますが、早急な、この対処がほしいというところもございますし、町長言われますように、地の利がいいもの、これは、どんどん動かして構わないのではないかと。そして、私益が伴うと申しますが、私益が伴わないと、土地は動かないわけでございますが、個人や企業の方々がですね、ほしいと言われる土地ではないと動かないということでございましょう。

それで、それに加えまして、何点かお示ししておりますちょっとしたのり面といったようなところですね、これはどう考えても、公益性には乏しいのかなというようなところで、今回の質問はですね、そういったその地の利がいいものとか、いい物件ではなくて、どちらかという、余ったごたところっていうようなところがターゲットとなっております。

それに加えまして、先ほど吉松課長から説明ございましたが、数百万単位の、数百万とまでは申しませんが、測量費の負担をしないと買えないというような物件があるというようなことをお聞きしておりますが、この100万円を町に負担してくださいというわけではございませんが、緩和と申しますか、対処策があればいいんでしょうが、かかるものかかるというところで、幾らかでも負担がいただければというようなことになれば、高いけど買うちゃろうかねということにもなり得ないというようなことも考えられますので、質問といたしましては、その1点になりますかね。はい。要望といたしましては、整理をしますと、余ったような土地をできるだけ早期に処分してはどうですかということが、今回の私の質問でございますが、最後に、この測量の測量費の負担に関してお答えお願いをいたします。

議長（三角 良人） 吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） はい、まず現在の町有地が4,700筆ほどあるということで、規模の大きな土地ばかりじゃございません。非常に小さな土地もたくさんあります。で、基本的には、町有地の払い下げ申請を近隣の住民の方々から出していただくというのが、まず一番でございますが、その後、町有財産管理委員会に諮りまして、さまざまな協議をいたします。当然測量費をそれを町がもちますよということは、ここでは言えないわけでございますが、当然町との絡みの中で、そういうことも減額することもできるかもしれないということはあると思います。

で、当然その委員会の中ですべて決定するわけですから、もうここでお答えすることは御了承いただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 基金を貯めたのが減ったというお話でございますが、使うために貯めてあるわけでございますが、貯めて死に金にするつもりで基金を貯めてるわけじゃありません。大体基金を20億円持つておれば3倍の仕事、60億円の仕事ができると言われております。だから

最小限、やはり私どもの町としては、15億円は必要であると。で、今20億円までになりましたので、若干攻めの姿勢として、それを利用した、活用したですね、事業が行えるということです。今までも15億円、あるいはもうゼロ円になろうという状況でございましたので、それは何もできないということでございます。それを元手に仕事をするために基金を貯めておるといふことですから、何も貯めて死に金にする、箆筭預金をするわけじゃないわけですから、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、測量等についても、今までの測量は隣地測量だけでよかったわけですが、今は例えば道路がありますと、その道路の端までずっと測量していかなければなりませんので、非常に價格的に測量費用がかかるという状況は今起こってきております。

それから、大きな土地であれば私どもは公募をかけて、例えば、町営住宅跡地、それは公募をかけてやれますが、先ほど言われました、個々に法じりだとかどうだとかという、そのものについてお答えはできないわけですね。それは、何らかの形で要望に来られるか。その時点で話し合いをします。だからきょうは一般質問ですから、一般論としてのその中で、4万7,000筆もある土地の問題を、個々に晴らそうとしたって、それは不可能でございますので、それは個々に、この土地がほしいということであれば、町のほうに来ていただければ、町としてもそれはこちらのためだけの土地であるし、ほかに利用価値もない。あるいは、道路敷きであれば、價格の2分の1だとか、水路敷きであれば價格の5分の1というような条項もありますので、そういったものに照らし合わせながら、價格の決定をさせていただきたいというふうに思います。

議長（三角 良人） 合屋議員。

議員（8番 合屋 伸好） 大体のところ理解できたというふうに考えますが、半分建設な意見であったのかなというふうにおとらえて終わりますが、ケース・バイ・ケースでございますので。どうぞそういった町民側の意見に対する御努力をお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（三角 良人） 13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） おはようございます。本日最後の質問者となりました。時間が非常に余ってるそうで、頑張れという声と同僚議員からありましたけど、できるだけ簡潔にいきたいと思います。

13番議員、藤石豊でございます。きょうは地域の特性を生かしたまちづくりの提案ということで、町長に質問をしたいと思います。質問に入る前に、先ほどもありましたように、台風12号の影響で被災されました南紀の方々に、心よりお見舞いを申し上げます。あの地区は非常にいいところで、余談になりますけど、熊野古道を中心とした非常にすばらしい

森林と、今話されたような世界遺産の地域でありまして、私たちもああいうところがあればいいなというのをつくづく思っておるところでございます。

先ほど来、同僚議員の皆さんから質問がありましたのに関連して、まちづくりという問題は、すべてのものに共通することですので、一部重複するところがありますけど、御容赦願いたいなと思っております。

また、先ほど質問事項で、まちづくりの提案という形で、質問じゃないじゃないかと言われるかもしれませんが、この中には深い意味がありまして、私の提案もさることながら、町長がこれから先、須恵町をどんなふうにしていこうかという町長の提案も含めた上で質問をさせていただくわけであります。

私たち議員は、行政の方々とちょっといっかくを、けじめをつけるといいますか、一線を描いて、議員は今のことだけ考えるんじゃないでなくて、10年先、20年先、いや30年先、私たちの子や孫、ひ孫のために、この町がどんなにいい町であり、夢とロマンが持てるような町にということなどを常々考えています。行政側は、行政側っていうと、行政の皆さんは、今のことをしっかり見据えていかなきゃいけない、対応していかなきゃいけない。これはもう世の常でありますし、私が言うまでもないところであります。どうぞその辺を踏まえながら、きょうの質問をさせていただきたいなと思っております。

まず、まちづくりの私の思い。提案を幾つかさせていただきながら、町長の答弁を求めていきたいと思っております。

まちづくりの観点でいいますか、大きな大局を見つめると、一つは、いわゆる昔で言う上物行政、道路行政、そういうものがたくさんできて発展して、豊かになって人が集まり、これも一つの大きなまちづくりの観点だと思っております。大事なことだと思っております。その一つが、先ほどからお話があるように、須恵のスマートインターを中心とした。あの一大商工業地域にならんかとする、あるいは物流の基地にならんかとする地域を。どんなふうにして見つめていけばいいのかという問題。それを含めた上で、高速道路から、区切るとちょっといけませんけど、いわゆる西側の地域を、住宅地を中心とした商工業地の一大中心地として、あるいは、3町にまたがるボタ山も含めながら、一大集積地といいますが、そういう地域にならんかという思いがある。これは非常に大切なことであって、私も大賛成であって、これから先須恵町の生きる道かもしれないというのは、どなたも考えられるところだと思います。

それともう一つ、町長がいつもおっしゃってますように、「まちづくりはひとづくり」、「ひとづくりはまちづくり」、どっちが先だったかちょっとわかりませんが、よく言われてる。やっぱり青少年に夢を持たせるような人を、ぴしっとつくっていくといいますが、そういうのがもう一方で、いわゆる心の豊かさといいますが、内面的なものを含めた新しい活性化を生み出すよ

うな人づくりをしていかないといけないんだと。その二つに、私は区切ったわけでございます。

その中で今回の質問は、いわゆる心の豊かさを求める何か地域の人たちが、住民主導によるまちづくりをやっていくために、どんなふうにやっていたらいいかなというのを考えながら、今日の質問に入らせていただきます。

まず最初に、きょう資料をお持ちしましたが、先ほど説明がありました第5次須恵町総合計画基本、総合計画ですね、これ、五つの大綱に分かれています。これが須恵町の将来を見据えたまちづくりの基本といいますか、これに沿ったやり方で須恵町の将来が、これ10年計画だそうですけど、5年で見直して、見直すというんかな、考えてまたあと5年続けると。非常に大事な総合計画であります。これを中心として町もまちづくりの推進に努めていっていただくものと確信をしております。

その中に、まず。五つの大綱の中に。大きく住民主導によるコミュニティの実現。私なりにちょっと解釈しましたが、文書はちょっと違うんですけど、いわゆる今実践されてます小学校区単位の校区コミュニティ、非常に他町に近隣町に、近隣町が非常に見習うべき先進的なコミュニティ活動が実践されていると思います。これはもうそのまま継承すれば何らこの項目に対しては、将来10年先を見据えた上でも、充分に対応できるような内容だと現在でも思っております。

というのが、よく近隣町から須恵町はいいねって、人と人とのつながりがあってコミュニティ活動がしっかりしてるねというのは、自信を持って言えますし、自信を持って皆さんに説明ができ、また、議会でも議長御存知のとおり、これを中心として全国の他市町村が当町にいろんな形で視察にお見えになるところでございます。自信を持って我々も議会として進めていかなければならない、そういう思いでいっぱいです。

次に、大綱2で、学びの教育と文化を育てるといいますか、これも私なりに解釈したわけでございます。いわゆる学校教育と社会教育の連携を図りながら、教育の問題を考える。教育長先ほど答弁がありましたけど、考えていなきやいけない。その中に私はもう一つ。この三郡山系の若杉山から岳城に至る、このふもとに広がる須恵町の大自然、大自然はちょっと大げさですね、自然の豊かさをしっかりと見据えたまちづくりに生かしていけるような、そんな思いがしておるところでございます。

そして、3番目には、もうこれは今はもう世の常でありますし、少子高齢化が進む中で、やっぱり福祉の問題ははずせない。お金がかかっても、これはちょっとはずせない問題であって、しっかりと少子高齢化の中で高齢者、あるいは介護、そういう問題に取り組んでいかなければならない。いわゆる健康行政に対する思いをしっかりとうたってあるし、実践していかなければならないなというふうに思っております。

4番目は、安心安全、いわゆる住環境の整備の充実、これがうたって、先ほどもお話がありま

したように、快適な空間づくり。

そして、最後になります。行財政改革、非常に行財政の安定的な運営を図る意味では、町長の手腕が発揮され、あるいは行政側の手腕が発揮されるんじゃないかなと思っております。

五つの項目が、このざっとした内容の中に織り込んで。これを我々も含めて。町民と行政と、そして議会と一つになって推進していかなくちゃならない。それは、議会でもさきの議会でも、承認をし、今回の議会中でも、まちづくり課から説明があったとおりであります。しっかりと考えていきたいと思っております。

その中で。私は今回の質問の中で、質問の要旨の中で、五つに区切りしましたが、その要旨については一切質問を求めません。町長の思いを聞かせていただければと思っております。

議長（三角 良人） 今何て言うた。質問を求めないって、答弁。

議員（13番 藤石 豊） あっ答弁を、うん、小さな答弁は求めませんという意味でございます。ちょっと腰を折りました。

議長（三角 良人） ごめんなさい。

議員（13番 藤石 豊） いや大丈夫です。小さな質問について一応質問してましたけど、それについては答弁を求めません。

その中で、今総合計画のまちづくりの中で、大きく五つの大綱に関連を持たせながら、特に1番と2番を中心に、ちょっとだけ私の思いを話してみたいと思います。

今、須恵町では、先ほど言いましたように、住民主導によるコミュニティから各種団体、いろんな組織が非常に頑張っている。先ほど言われました共助の精神というところですね。頑張っている。その中で、きょうちょっと資料を持ってきました。

まず一つ、まちづくり課が発行しているんですね。知らなかったんです、実を言うと。発行しているんです。非常にまちづくりといいますか、粕屋のまちづくり街路、多分知らない人もいらっしゃると思います。これだれが作ったかという、粕屋中南部地域広域連携プロジェクト、すばらしい名前ですね。その中に須恵町のことが当然書いてあります。須恵町の町歩きのいわゆるまちづくりの原点みたいなことが書いてあります。志免町から須恵町ルート、それから、そういうふうになんかまちづくりの原点とも探るべきことが書いてあります。これ絶対大切なもので、議員各位はまちづくり課に行って、1冊ずつ持って、絶えず携帯するぐらいのつもりで、まちづくりのために頑張ってもらいたいなというのをこれ感じました。こういうものがあるということが、何かまちをおこすために非常に参考資料としてなるわけです。今後活用するように、行政側も勧めていただきますようお願いいたします。

それから、もう一つ、ちょっとこれ古いんですけど、御承知のとおり、JRの「ウォーキング」、今度も10月23日、商工会を中心として「農工商」といいますか、商工会の軽トラ

市とドッキングして、これも一つは、まちづくりの原点からすると、JRと須恵町、須恵町と商工会、商工会とJR、あるいは住民とのかかわりの中から生まれてくるものであって、非常に大事なものだとは私は考えております。こういうものをどんどん推進することによって、須恵町の活性化、まちづくりができてくるのではないかなということを感じております。

それから、もう一つ、ちょっと余談になりますけど、これは商工会が中心なんですけど、私も商工会の一員なもんで、ちょっと商工会のPRをし過ぎかもしれん。のみの市、須恵町でやるんですね、こういうものを。参考までに。

それから、もう一つ、デカナビ、西日本新聞社が発行してる。朝市へ行こう、これはさっき言いましたように、ほとんどの人がこれ福岡県及び西日本新聞社のエリアの中に配布されているわけです。ほとんどの人が見てるの。その中に、須恵町の朝市のことが書いてあります、載ってるわけです。須恵町の町報だとか、須恵の雑誌とか粕屋の雑誌じゃないんです。西日本新聞のエリアの中にこれが入っているわけです。こういうものに載るといことが、まちづくりの本当の原点ではないかなと思います。ただ自分たちがやって満足するのがまちおこしではないと思います。いろんな人に発信して、いろんなところから人が来ていただいて、そこで町が潤い活性化する、これがまちづくりの原点だと私は考えております。

よくまちづくりをするのに大切なこと、これは私たちが研修だとか講演だとかいったときによく聞くことが、まちづくりはだれがするのかというものです。先般も大学教授の、韓国系のあの人はだれやったかな、姜尚中さんという方からその講演を聞かせていただきました。まちづくりはだれがするかという問題。まちづくりは、若者、よそ者、ばか者だそうです。もう御存知のとおりですね、ばか者って言葉悪いもんで、博多弁に直しますとのぼせもんですよね。若者、よそ者、のぼせ者、これがつくるそうです。こういうふうに既存概念にとらわれないような、それと若い人がいつでも入ってこれるような、そういう環境づくり、まちおこしに対する環境づくり。そして、昔からおったジゴロだけでするのではなくて、新しく来た人も取り入れながら、そこで三者が一つになってまちづくり、地域おこしをする、これが原点だと私は思っております。

これらを含めながら、先ほどから言いましたように、町長が今から1年半ですか、2年になりますか、前に就任されたときの所信表明の中に、3期目ですけど、以前と違ったことが一つだけあるんです、実をいうと。もう町長がみずから御存知だと。今まで言ってないことが一つだけ言ったんです。これは、特に首長だとか責任者だとかトップだとかいうのは、なかなか新しい発想のもとに取り組むのに非常に躊躇するんです。だれでもそうですよね、私たちもそうです。しかし、今期の町長の所信表明の中に、「守りの姿勢から攻めに転じる」、間違いなく言われました。失礼ですけど言われましたよね。ありがとうございます。これ言ってないと言われたらどうしようかと思ってたんです。（「言われました」の声あり）これ大事なことなんですよね。失敗する

かもしれません、ひょっとすると。みんなから批判を受けるかもしれません。「攻めに転じる」、すごく好きな言葉であって、すごく勇気のある言葉だと私は思っています。その攻めの姿勢をぜひ今後も続けていただいて、町の行政にしっかり反映していただきますようお願いし、小さな質問は抜きにしまして、今の大纲を含めながら、大所の気持ち、大所高所の考え方をできるだけ簡単にお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。  
町長（中嶋 裕史） お答えしたいと思いますが、ちょっと一般質問と形状が違うわけございまして、私の思いをという所信表明を聞かれるような形でございまして、一般質問とは具体的にどうだという提案があって、それに対するお答えというところが一般質問のその基本的な形かと思いますが、思い、考え方というのは、このたびつくりました第5次総合計画の中に載せております。で、先ほど藤石議員が言われましたように、今までの「守りから攻めの姿勢」と、いわゆる先ほどの答弁でもいたしましたように、小泉・竹中政権の5年5カ月の間、苦しめられた、地方はと。で、住民の皆さんにも辛抱していただいたと。そのおかげで何らかのいわゆる資金が残せた。その資金を活用して、これから攻めに転じたいということで申したわけでございます。

で、今自然を活用したまちづくりというような話も出ておりましたけれども、よその町はいろいろと合併されて、面積もものすごく広がったわけでございます。須恵町がどうだというようなことじゃなくて、山連合で、例えば宇美、須恵、篠栗、久山を通じた山連合として、何かその自然活用の問題を起こしていこうとか。あるいは、国道、JRならJRを基点とした歴史文化を探訪しようとかというようなテーマですとか、そういうふうなことを思い、今、福岡県の地域振興課が主体となって、粕屋中南部のそういったプロジェクトができて、やっておるわけございまして、今までの須恵町はどうかと、宇美町はどうかという小さいくりじゃなくて、粕屋地域として、大きなくくりの中で活用してまちづくり、地域づくりを進めていこうというのが考え方でございます。

で、平成20年に、いわゆる都市圏広域行政というのが終わったわけでございます。普通大きな都市がありましたら、そこに周辺にあります小さな市とか町が、そこを中心として連携を結んで広域行政というのをつくっておったわけですが、この制度が平成20年で終わりました。終わりましたが、福岡県は福岡市を中心として、糸島、筑紫、粕屋、宗像という都市圏の構想、240万の人口、140万の福岡市を核として取り巻いた100万人が集うというその都市圏の動きというのは、いまだに続けていただいております。その都市圏のいわゆる中で、何を都市圏はやっていきたいかというところでございますが、まず、暮らすということをテーマに都市圏では考えております。住みたい、住み続けたい安全安心のまちづくり福岡圏と、福岡都市圏ということでございます、福岡圏。

それから、憩うということで、自然、歴史、文化、食を体感する町、福岡都市圏ということでございます。

それから、結ぶということで、人、物、いわゆる情報が行き交う九州、アジアの交流拠点、福岡都市圏という大きなくくりとして、今、都市圏として生き抜いていこうというものがあるわけでございます。それは九州、アジアの中心として、福岡都市圏がそれになろうというところでございます。

で、本町の基本構想というのは、「ともに思い、ともにづくり、ともに生きる」というのがテーマでございます。そして、第5次総合計画をつくったわけでございますが、それはやはり町民の方々の意見を聞きながら、参考にしながら、そして、行政のほうでつくっていったわけでございますけれども、まちづくりの基本というのは、常に住民主導でなければ行き詰ってしまうと。行政が思い、行政がして、こうだああたといったまちづくりは、すべて頓挫しております。いわゆる大分県あたりの一村一品にしても、いつの間にか行政が音頭をとってやったものについては、終わってしまうわけでございます。だから住民が主体的になって、本来の自治というのは、住民が主体となった姿、そのことが大事であると。それが今、須恵町では商工会を中心として、「農っ工ら商」とか「何かやらかすぜ委員会」とか、そういうものをつくって、いろいろとやっていただいております。これは非常に町の活性化に、商工会が中心でやるというのはいいわけございまして、行政はそれに資金援助をしたり、そういったことで後押しをしていくというのが、まちづくりの本来の姿であろうというふうに思っております。今までは、町主導であったものを住民主導のまちづくりに切りかえていきたいというのが、第5次総合計画の主な内容でございます。具体的に申しますと、それはいろいろと長くなりますし、それは第5次総合計画の中に、それを打ち出しておりますので、それを見ていただきたいというふうに思うところでございます。

答弁として、具体的な内容でございませんでしたので、具体的な答えもできませんで答弁になってないかと思っておりますけれども、以上で終わらせていただきます。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 終わります。（笑声）

議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月16日、午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時02分散会

議事日程(第3号)

平成23年9月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第36号 平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第37号 平成22年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第38号 平成22年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第39号 平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第40号 平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第41号 平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第42号 平成22年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 第二幼稚園造成工事の施工について
- 日程第11 議案第46号 土木工事の施工について
- 日程第12 議案第47号 下水道工事の施工について
- 日程第13 議案第48号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第14 議案第49号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第15 議案第50号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第16 議案第51号 自治功労者の推戴について
- 日程第17 議案第52号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第53号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第36号 平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第37号 平成22年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第 3 議案第 38号 平成 22 年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 39号 平成 22 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 40号 平成 22 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 41号 平成 22 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 42号 平成 22 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 43号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 44号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 45号 第二幼稚園造成工事の施工について
- 日程第 11 議案第 46号 土木工事の施工について
- 日程第 12 議案第 47号 下水道工事の施工について
- 日程第 13 議案第 48号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 14 議案第 49号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 15 議案第 50号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 16 議案第 51号 自治功労者の推戴について
- 日程第 17 議案第 52号 平成 23 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 53号 平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員（14名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 田ノ上 真    | 2 番 百 田 輝 子  |
| 3 番 松 山 力 弥  | 5 番 田 原 重 美  |
| 6 番 荒 木 敏 光  | 7 番 吉 本 實    |
| 8 番 合 屋 伸 好  | 9 番 今 村 桂 子  |
| 10 番 三 上 政 義 | 11 番 柴 田 真 人 |
| 12 番 長 澤 誠 司 | 13 番 藤 石 豊   |
| 14 番 原 野 敏 彦 | 15 番 三 角 良 人 |

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

---

説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                 |        |
|---------------|-------|-----------------|--------|
| 町長・・・・・・・・・・  | 中嶋 裕史 | 副町長・・・・・・・・・・   | 稲永 張美  |
| 教育長・・・・・・・・・・ | 平松 秀一 | 理事(出納課)・・・・・・・・ | 印藤 勝人  |
| 理事(健康福祉課)・・   | 吉松 清  | 理事(教育次長)・・      | 安河内 亮三 |
| 総務課長・・・・・・・・  | 今泉 俊裕 | まちづくり課長・・       | 吉松 良徳  |
| 税務課長・・・・・・・・  | 百田 順二 | 健康福祉課長・・        | 畑江 達也  |
| 上下水道課長・・      | 今泉 智明 | 建設産業課長・・        | 安川 敏幸  |
| 住民課長・・・・・・・・  | 安部 健一 | 建設産業課付課長・・      | 安河内 久人 |
| 子ども教育課長・・     | 稲永 修司 | 子ども教育課付課長・・     | 猪股 清貴  |
| 社会教育課長・・      | 川津 政文 | 総務課課長補佐・・       | 満行 誠   |
| 監査委員・・・・・・・・  | 百田 清二 |                 |        |

午前10時00分開議

議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1．議案第36号

日程第2．議案第37号

日程第3．議案第38号

日程第4．議案第39号

日程第5．議案第40号

日程第6．議案第41号

日程第7．議案第42号

議長（三角 良人） 一括議題についてお諮りします。議案第36号から議案第42号及び議案第48号から議案第50号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって一括議題とすることに決定しました。

日程第1、議案第36号平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第37号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第38号平成22年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第39号平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第40号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第41号平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第42号平成22年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上、7議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。8番、合屋議員。

決算審査特別委員長（合屋 伸好） おはようございます。決算審査特別委員会に付託されました議案第36号平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第42号平成22年度水道事業会計決算の認定についてまでの7議案について、審査の内容と結果を報告いたします。

審査に対しましては、関係課より概要説明を聞くとともに、提出資料をもとに去る9月8日、9日、12日の3日間にわたり審査を行いました。詳細の内容については、議長を除く議員13名全員の構成による特別委員会であったことから省略をいたします。

それでは、各議案につき報告をいたします。

議案第36号平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

別冊決算書の9ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額78億780万3,403円に対して歳出総額76億3,286万5,772円で、歳入歳出差し引き額1億7,493万7,631円ですが、繰越明許費繰越額が509万9,000円あり、実質収支額は1億6,983万8,631円となっています。

実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は981万3,000円で黒字となっております。これに3億5,741万5,000円と大幅に増加した財政調整積立金を加えた実質単年度収支額は3億6,828万8,000円となっております。

質疑内容を一部抜粋し、報告をいたします。緊急雇用創出事業の家屋全棟調査の状況に対し、300万円の成果があった。22年度より課税をするという回答。法人の町税繰り越しに対しては、差し押さえと分納で対処しているとの回答。不要額の主なものに光熱水費が頻繁に上がる理由に対し、量と単価が不安定であり、予算縮小ができにくいとの回答などでございます。

以上、討論、採決の結果、委員会全員賛成で認定しております。

続きまして、議案第37号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

同決算書の158ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額29億14万7,295円に対し歳出総額28億9,463万1,398円です。歳入歳出差し引き額は551万5,897円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。主な質疑ですが、2款1項療養諸費で舗装具が85.6%の大幅増となった理由に対し、単価の増額ではなく、使用者の増加との回答などでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認しています。

議案第38号平成22年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

同決算書の192ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額398万2,389円に対し歳出総額398万2,389円と同額でございます。なお、本保健は平成22年度で終了しております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で認定しております。

続いて、議案第39号平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

同決算書の202ページでございます。実質収支に関する調書です。歳入総額2億2,105万4,504円に対し歳出総額2億1,205万1,622円です。歳入歳出差し引き額は900万2,882円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で認定しています。

議案第40号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。同決算書の214ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額9億194万596円に対し歳出総額8億9,882万8,674円です。歳入歳出差し引き額は311万1,922円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

以上、採決の結果、全員賛成で認定しております。

議案第41号平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

同決算書の230ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額8,422万2,576円に対し歳出総額8,323万7,349円です。歳入歳出差し引き額は98万5,227円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

以上、採決の結果、全員賛成で認定しております。

議案第42号平成22年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

別冊の平成22年度須恵町水道事業会計決算書をお願いいたします。1ページでございます。収益的収入、第1款水道事業収益の総額は、決算額5億6,710万5,634円で、前年度費プラス13.3%です。給水収益の増加でございます。

2ページです。収益的支出、第1款水道事業費用の総額は、決算額5億5,805万3,410円で、前年度費マイナス1.0%です。収支差額はプラス905万2,224円です。人口増とはなったものの、有収水量の減と滞納繰越金の増で、結果的に600万円ほどの赤字となっております。今後、料金改定の効果を期待するものであります。

続きまして、3ページ、資本的収入においては、決算額1億1,263万4,575円で、前年度比プラス12.8%です。石綿管改良工事に伴う国庫補助の増でございます。3ページ、資本的支出は、決算額2億5,162万846円で、前年度費マイナス4.8%であります。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1億3,898万6,271円は、損益勘定留保資金で補てんされました。大幅な赤字決算ですが、下水道工事に伴う工事費が大きく影響するため、しばらくは改善が見込まれませんが、着々と水道管の切りかえが進んでおります。

採決の結果、委員会全員賛成で承認しています。

以上、議案第36号から42号まで、決算の認定について、決算審査特別委員会の報告でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第36号から議案第42号について質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よ

って議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。よって議案第36号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって議案第36号平成22年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第37号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第37号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第38号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第38号平成22年度須恵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第39号平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第40号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第40号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第41号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第41号平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第42号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第42号平成22年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

#### 日程第8．議案第43号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第43号須恵町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第43号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告であります。

議案書8ページから37ページでございますが、別紙の要約を配付していただいておりますので、そちらをお願いいたします。

これは、国会において棚上げされ、つなぎ法案により6月末まで延期されていた平成23年度税制改革大綱関連法案の地方税法の一部を改正するものでございます。雇用促進税制の創設、寄附金制度の拡充、納税者利便性の向上、課税の適正化、期限切れ租税特別措置の延長などの税制の整備を図るというものでございます。

徴税に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げるもの、個人住民税寄附金税額控除の適用下限額5,000円を2,000円に引き下げるもので、これは認定NPO以外のNPOが対象となります。

また、肉用牛の販売による農業所得特例の延長するものでありますが、年間2,000頭以上が対象で、当町に該当はありません。

委員会全員賛成で可決をしております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長

の報告は可決です。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第43号須恵町税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第9・議案第44号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第44号須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） この議案に関しましては、付託委員会が文教厚生委員会であるため、文教厚生委員会の報告をお願いしたいと思います。

議長（三角 良人） 失礼しました。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第44号須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の報告をいたします。

須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年須恵町条例第19号）の一部を次のように改正する。議案書39ページの新旧対照表をごらんください。災害弔慰金を支給する遺族の変更です。

改正前は、第4条の「（1）死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持している遺族を先にし、その他の遺族を後にする」を、改正後、「（1）死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下、この項において同じ）を先にし、その他の遺族を後にする」に改正し、「（3）死亡者に係る配偶者・子・父母・孫または祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする」を加えるものです。

今回の改正は、東日本震災後の死亡における遺族の範囲を広げるものです。附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第44号須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第10．議案第45号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第45号第二幼稚園造成工事の施工についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第45号第二幼稚園造成工事の施工について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書40ページからでございます。図面を一緒にごらんください。図面番号1、工事箇所、旅石、工事名、第二幼稚園造成工事、工事量、造成面積6,793.0平方メートル、盛り土7,267.0立方メートルなど、以下、記載のとおりでございます。事業費、一般財源1億円です。

一昨日、議員全員により現場視察を行うとともに、担当課よりの説明を受けました。特にはグラウンドレベルが問題となりました浸水に対する懸念ではありますが、平均して約1メートルのかさ上げとなるとともに、農業用水の管理及び高速を含む道路排水等の整備等も含め、妥当な計画であると認めました。

また、園庭の芝生化の予定に対する質問に対しましては、現時点では「なし」との回答でございます。

結果、委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番、田原議員。

議員（5番 田原 重美） 5番、田原重美です。第二幼稚園の擁壁について再度確認いたします。

私は、最低でも1.5メートルから2メートル以上の擁壁が必要と思っております。町長の答

弁では1.5メートルということでした。当然ゼロ歳から6歳の子供さんを預かる以上、子供さんの安全・安心、人命を尊重することを第一に考えて、1.5メートルは最低でもしっかり守っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（三角 良人） 合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 質問ではなく、要望とお受けしてよろしゅうございますでしょうか。

議員（5番 田原 重美） はい。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） ということでございます。ありがとうございます。

議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第45号第二幼児園造成工事の施工については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11．議案第46号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第46号土木工事の施工についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第46号土木工事の施工について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書43ページからでございます。添付図面を一緒にごらんいただきたいと思います。今回は、ため池改修工事が1件と道路改良工事が2件でございます。

図面番号1、工事箇所、須恵、工事名、ヨムギため池改修工事、工事長、86メートル、555平方メートルの波受けブロックの改修でございます。昨年度から2期にわたる工事であります。事業費1,500万円、内訳は、県補助金600万円に一般財源900万円でございます。県の補助率は2分の1ですが、補助対象外の工事を含むということでございます。

続きまして、図面番号2、工事箇所、須恵、工事名、城山中央線道路改良工事、工事長190.8メートル、事業費、一般財源1,500万円でございます。平成18年度からメイン道路を境にA、Bとエリアを二分して行っている工事ではありますが、今年度でAブロックのおおよそ4分の1が完了するというところでございます。

図面番号3、工事箇所、新原、工事名、新原下組1号線道路改良工事、工事長105.0メー

トル、事業費、一般財源650万円です。側溝の断面積不足によるオーバーフローの改善でござ  
います。

以上、委員会全員賛成で可決をしております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり  
ませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長  
の報告は可決です。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は  
起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第46号土木工事の施工については、  
委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第12・議案第47号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第47号下水道工事の施工についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第47号下水道工事の施工について、総務建設産業委  
員会の報告でございます。

議案書49ページからでございます。図面を一緒にお願いたします。今回は、運動公園卓球  
所横の汚水浄化施設の解体工事1件のみでございます。

図面番号1、工事箇所、上須恵、工事名、新原工業団地汚水処理場解体工事、工事量、機械室  
のRC平屋30.45平方メートルと鉄骨上屋295平方メートルの計325.45平方メートル、  
100坪足らずでございますが、これに1,500立方メートルの埋め戻しというわけござい  
ますが、一部アスベスト除去が含まれております。事業費は一般財源1,000万円ございま  
す。

なお、水槽はGLマイナス1メートルを撤去し、底部に直径20センチの水抜き穴を50カ  
所あけて埋め戻す計画でございます。

委員会全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり  
ませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長  
の報告は可決です。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は

起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第47号下水道工事の施工については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．議案第48号

日程第14．議案第49号

日程第15．議案第50号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第48号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、日程第14、議案第49号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、日程第15、議案第50号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、以上、3議案を一括議題といたします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第48号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、総務建設産業委員会の報告であります。

議案書53ページでございます。住所、糟屋郡須恵町大字植木305番地、氏名、貝野勝是、生年月日、昭和16年12月4日、69歳、任期、平成23年11月1日から平成27年10月31日までの4年間でございます。経歴は次ページのとおりでございます。糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき任期満了に伴い、再任の同意を求めるものでございます。

委員会全員賛成で同意としております。

続きまして、議案第49号、同じく糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてでございます。住所、古賀市青柳町942番1、氏名、落石 智、生年月日、昭和19年7月24日、67歳、任期は同様でございます。同じく任期満了に伴い、再任の同意を求めるものでございます。委員会全員賛成で同意としております。

議案第50号、同じく糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてでございます。57ページでございます。住所、糟屋郡篠栗町大字津波黒74番地3、氏名、藤 敏明、生年月日、昭和10年1月8日、76歳、任期は同様でございます。委員会全員賛成で同意としております。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより議案第48号から議案第50号について質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第48号から議案第50号は人事案件でありますので、討論を省略し、採

決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第４８号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第４８号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第４８号糟屋郡公平委員会委員の選任同意については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

議案第４９号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第４９号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第４９号糟屋郡公平委員会委員の選任同意については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

議案第５０号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第５０号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第５０号糟屋郡公平委員会委員の選任同意については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

#### 日程第１６．議案第５１号

議長（三角 良人） 日程第１６、議案第５１号自治功労者の推戴についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第５１号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書５９ページです。氏名、御手洗寿乃、住所、須恵町植木３９３番地、須恵町議会議員を平成３年より５期１９年１０カ月にわたり務められました。経歴は次ページのとおりでございます。須恵町表彰条例第１０条第１項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。委員会全員賛成で同意といたしております。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。 質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第51号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第51号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

#### 日程第17．議案第52号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第52号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第52号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙、平成23年度歳入歳出補正予算書の1ページをお願いいたします。平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,592万9,000円を追加し、歳入歳出予算の合計を歳入歳出それぞれ78億1,108万円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。粕屋南部消防組合負担金、平成23年度から27年度までの5年間で限度額1,011万円でございます。救助工作車両の購入費でございます。第二幼稚園建設設計管理業務委託料、平成23年から平成24年までの2年間で限度額3,050万円、須恵中校舎耐震補強設計管理業務委託、平成23年度から平成24年度までの2年間で限度額900万円でございます。

以下、金額の大なる補正を抜粋し、報告をいたします。

6ページ、歳入でございます。1款1項1目地方交付税は、財源不足の充当が主でございます。続きまして、14款2項2目民生費補助金は、介護施設開設に対する助成でございます。

10ページ、17款1項1目基金繰入金は第二幼稚園設計及び造成費分であります。

続きまして、歳出でございますが、14ページでございます。3款1項1目社会福祉総務費は、歳入の14款2項2目民生費県補助金を支出する分でございます。16ページ、3款2項13目でございます。第2幼稚園分です。第二幼稚園設計事業費は、歳入17款1項1目分でございます。24ページお願いします。10款3項1目中学校総務費で、今回、先ほどの須恵中学校舎の耐震補強設計業務委託料が上がっております。

質疑であります。中体連・中文連参加助成金の件、ほたるの湯のろ過器洗浄の件、特定健診の受診者数の件等でございます。

以上、委員会全員賛成で可決をしております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第52号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第18．議案第53号

議長（三角 良人） 日程第18、議案第53号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第53号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の報告をいたします。

歳入歳出補正予算書28ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,562万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,715万1,000円とするものです。

歳入の主な補正は、31ページをお開きください。3款国庫支出金1項国庫負担金2目の療養給付費等負担金と2項国庫補助金1目財政調整交付金及び6款県支出金2項県補助金1目財政調整交付金補正は、歳出の後期高齢者支援金納付金と介護納付金の確定により、国・県の補助金が増額補正されております。

5 款の前期高齢者交付金の補正は、支払い基金からの決定通知により減額補正がなされております。

8 款 1 項 1 目の一般会計からの繰入金 2,721 万 9,000 円の繰り入れは、22 年度の実績に基づき返還金が出ておりますので、財源として一般会計から繰り入れられております。

33 ページ、9 款繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回補正されております。

歳出では、35 ページをお開きください。3 款後期高齢者支援金、4 款前期高齢者納付金、6 款介護納付金の補正につきましては、納付金の確定通知により補正されております。

9 款諸支出金 13 目国庫支出金と還付金は、22 年度の実績により退職者の療養給付費負担金の超過分と出産育児一時金、特定検診国・県補助金、高齢者円滑運営事業の前年度の精算金として 3,273 万 3,000 円補正計上をされております。

文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第 53 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 53 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 53 号平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 19 . 諮問第 2 号

議長（三角 良人） 日程第 19、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 諮問第 2 号人権擁護委員の推薦について、総務建設産業委員会の報告でございます。議案書 67 ページであります。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石 72 番地、氏名、丸山 信幸、生年月日、昭和 24 年 7 月 4 日、62 歳。経歴は次ページのとおりでございます。人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、任期満了に伴いまして再任の意見を求めるものでございます。

委員会全員賛成でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成です。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって、諮問第2号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、各委員長報告のとおり賛成することに決定しました。

#### 日程第20．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

ここで、9月議会閉会中に委員会の所管事務調査が計画されておりますので、閉会中の議会活動並びに公務災害適用の取り扱いの関係からお諮りしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

文教厚生委員会より学校訪問について所管事務調査の申し出がっておりますので、閉会中の所管事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。  
会議を閉じます。平成23年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時59分閉会

## 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 8 番 合屋 伸好

署名議員 9 番 今村 桂子